

1. アフガニスタン

Afghanistan (Afghanistan)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱わない。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Ministry of Communications, Postal Administration, Customer Care Office, KABUL, AFGHANISTAN
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....15日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 郵便物が差し押さえられた場合に行う差出国への通報は行わない。(通終9.1)

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
重量.....30キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メ

ートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱う。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Postal Customer Service, Ministry of Communications Postal Administration, KABUL, AFGHANISTAN
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....2 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 には、内容品の種類ごとに重量及び価格を記載しなければならない。
 - (2) 商品を包有する小包には、送り状を内部に入れなければならない。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
雑件...その他の物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品

印刷物...公序良俗を害するか又は回教の教義に反する書物、新聞、パンフレット、原稿、

絵はがきその他の印刷物

植物...生きた植物

飲料...酒精飲料

薬品...けし又は大麻から製造された麻薬類

染料...じゅうたんの染色に適さない不安定な粉末状又は液状の化学染料

毒物...あへん、モルヒネ、コカイン、ハシシのようなすべての毒物、アルコール及びすべての麻薬(外国代表者及びヨーロッパ人のために特に許可されたアルコール、名あて国の公衆衛生局(Departement d'Etat pour la sante publique)が薬品製造に使用するアルコール及び同局が認可した医師又は薬剤師の使用に供されるアルコールを除く。)

雑件...名あて国の商務省の1934年1月29日付け省令により輸入を禁止される物品及び名あて国の産業の発達を妨げるとの理由で、今後同国政府が輸入を禁止する物品。例えば、次の物品がこれに該当する。

- ヨーロッパ製又はイラン製のじゅうたん
- 壁掛け(ゲリーム)及びレース
- 金糸製のレース
- 金糸製の高価な織物
- コラー(帽子の一種)
- 絹布及び絹のテーブル掛け
- 花火
- 子供のがん具(運動用具を除く。)
- ろう製又はガラス製の模造真珠
- さんご製又は金属製の腕輪(金製又は銀製のものを除く。)
- セルロイド製、青銅製又はガラス製の耳輪
- セルロイド製、ガラス製又は陶製の数珠(回教の聖地で作られたものを除く。)
- 金属製の指輪(金製又は銀製の指輪を除く。)
- 金属製の守り札
- 人造毛髪及び首飾りの羽毛
- 婦人用のカラー及び男子用マフラー
- 婦人用ハンドバッグ(財布を除く。)
- 絹製の寝間着(英国式ガウン)及び肌着
- 西洋将棋板

液体、磁器...液状の物質、陶製の物品等運送中に破損しやすい物品を包有する小包は、許されない。包有の結果生じた損害については、名あて国の指定された事業体は、責任を負わない。

リチウム電池

77. インド

Inde (India)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,519 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....名あて交換局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) Jammu 州、Cachemire 州の西部及び北部にある次の郵便局区内にあてる郵便物は、書留としない通常郵便物に限り送付することができる。

Shrinagar 局により統括される次の郵便局区内
Astor, Bageecha, Baltit, Bunji, Chakothe, Chenari, Chikar, Chilas, Chillum, Doghni, Domel, Garhi, Gilgit, Gol, Gupis, Hattian, Kahori, Khaplu, Kiris, Kocli, Minimarg, Misgar GTO, Muzaffarabad, Parkuta, Rattoo, Shigar, Shardu, Tolti

Jammu Tawi 局により統括される次の郵便局区内
Ariabad, Awansharif, Bagh, Barol, Bhatia, Bhayme, Bosagala, Chirala, Dhirkot, Druti, Hajeera, Hrighel, Khaigalla, Mang, Pachiot, Palandri, Quillan, Rawalkot, Rehara, Roni, Sehra, Thurar, Trarkhal

Jhelum 局により統括される次の郵便局区内
Bal Dharamsal, Chomak, Janjot, Khoi Ratta, Kotli, Kotli Salam, Mirpur, Nar, Palak, Ratta,

Sahmsa, Sarsawa, Seri, Siakh, Sri Partah Singhpura

Gujrat 局により統括される次の郵便局区内

Ambriala, Banglow, Sadabad, Barnala, Bharing, Bhimber, Bacora, Munawar, Samani, Watala

(2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

(3) 録音物については、公認の盲人協会にあてた場合に限り、点字郵便物として認める。(通終2.4)

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

(1) 保険金額の最高限.....1,000 SDR

(2) 注意

(あ) Kashmir 州の、Dras, Kargil 及び Leh 郵便局区内あてのものは、11 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの期間に限り、送達することができない。

(い) 配達を行うことのできない地方の小郵便局 ("Branch post office" と呼称される。) あてのものは、監督郵便局 (Controlling post office) によって受取人に配達される。

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Department of Posts, 343-c, Dak Bhavan, Sansad Marg, New Delhi-110001, India

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....7日

例外の場合.....30日

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包

普通の場合.....7日

例外の場合.....30日

10. その他の特別な条件

(1) 小包で私書箱番号のみをあて名とし、受取人の住所氏名を添記しないものは、名あて国で送達を拒絶する。

(2) 税関告知書 CN23 には、その価格が 50 ルピーを超えない場合に限り、輸入許可書を必要としない(ただし、植物の種子、人絹生地又は交織織物を包有する小包で、その重量が1ポンドを超えるものを除く。)。小包、特に商業用の小包には原産地証明書及び送り状を入れなければならない。原産地証明は、送り状の裏面に行うことができる。

(3) 次の郵便局区内にあてる小包は、次の制限に付される。

- Anini (Tinsukia), Tuting (Dibrugarh) 及び Vijayanagar (Dibrugarh) にあてる小包.....重量2キログラムまでのものに限り取り扱う。

- Kargil 及び Leh にあてる小包.....11月1日から翌年5月31日までは、重量4キログラムまでのものに限り取り扱う。

- Kaza 及び Dankhar にあてる小包.....11月15日から翌年6月30日まで小包業務を行わない。

- Lota 及び Keylang にあてる小包.....1月1日から3月31日まで小包業務を行わない。

- Dodamarg(Ratnagiri)にあてる小包.....個人にあてる小包は、重量5キログラムまでのものに限り取り扱う。

(4) 小包の内容品がガラス製品及び陶器類である場合には、損傷しやすい性質の物品とみなされ、損害賠償の対象にならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域

以下の郵便番号の地域について取り扱う。

| | |
|-----------|---|
| Agartala | 799001 |
| Agra | 282001-282010 |
| Ahmedabad | 380001, 380002, 380004-380009, 380013-380016, 380018, 380019, 380021-380024, 380026-380028, 380050-380052, 380054, 380055, 380061 |

| | |
|--------------|--|
| Aizwal | 796001 |
| Allahabad | 211001-211014 |
| Amristar | 143001-143010 |
| Bangalore | 560001-560030, 560045-560100 |
| Bhopal | 462001-462004, 462007, 462008, 462010, 462011, 462021-462024, 462030-462032, 462038-462045 |
| Bhubaneshwar | 751001-751024, 751030, 751031 |
| Chandigarh | 160017 |
| Chennai | 600001-600018, 600020-600036, 600038-600042, 600081-600094, 600096, 600097 |
| Cuttack | 753001-753014 |
| Darzeeling | 734101 |
| Dehradun | 248001-248003, 248005-248010 |
| Dharamsala | 176061,176215 |
| Ernakulam | 682001-682009, 682011-682013, 682015-682039 |
| Faridabad | 121001-121010 |
| Gangtok | 737101 |
| Ghaziabad | 201001-201013 |
| Goa | 403001, 403002, 403004-403006, 403601 |
| Gurgaon | 122001-122004, 122008-122011, 122015-122018 |
| Guwahati | 781001, 781003-781032 |
| Gwalior | 474001-474012, 474020 |
| Hyderabad | 500001-500085 |
| Imphal | 795001 |
| Indore | 452001-452003, 452005-452016 |
| Itanagar | 791111 |
| Jaipur | 302001-302006, 302011-302013, 302015-302029, 302032-302033 |
| Jalandhar | 144001-144014 |
| Jammu | 180001,180004 |
| Jhansi | 284001-284003 |
| Kanpur | 208001-208017 |
| Kohima | 797001 |
| Kolkata | 700001-700048, 700053-700056, 700059-700075, 700084-700108, 700119-700123 |
| Lucknow | 226001-226018, 226020-226026 |
| Ludhiana | 141001-141008, 141010-141016 |
| Madurai | 625001-625009, 625011, 625012, 625014-625022 |

| | |
|------------------|--|
| Mumbai | 400001-400021, 400025-400037, 400049-400069, 400090-400104 |
| Mysore | 570001-570012, 570014-570026 |
| New Delhi(Delhi) | 110001-110078 |
| Noida | 201301-201303 |
| Patna | 800001-800026 |
| Pondicherry | 605101-605103, 605107-605109, 605602 |
| Pune | 411001-411009, 411011-411028, 411030-411032, 411034-411048, 411051, 411052, 411057, 411058 |
| Raipur | 492001, 492005-492008 |
| Ranchi | 834001-834006, 834009, 834010 |
| Secunderabad | 501101 |
| Shillong | 793001 |
| Shimla | 171001-171012 |
| Surat | 395001-395010 |
| Tindivanam | 604001 |
| Tirupati(AP) | 517501 |
| Trivendrum | 695001-695036, 695038-695040 |
| Varanashi | 221001, 221002, 221005, 221007-221011 |
| Visakhapatnam | 530001-530005, 530007-530009, 530011-530018, 530026-530029, 530043-530048 |

2. 大きさ及び重量の最高限

- (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
- (2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

- (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
- (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 及び見積りインボイス(Proforma invoice) 又は商業インボイス(Commercial invoice)1枚

(編集註 : 「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚

5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....International Speed Post Service
9. その他の特別な条件
次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる。
 - ・ 水ひる及び蚕
 - ・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
 - ・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

たばこの葉...未加工のたばこの葉

ダイヤモンド...ダイヤモンド及び宝石

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

硬貨、貴金属...硬貨及び貴金属の铸塊は、その価格が 65 インド・ルピーを超えない場合に限り許される。

紙幣、銀行券...紙幣、銀行券及び名あて国、ネパール又はチベットの通貨は、インド準備銀行(Reserve Bank of India)の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...公序良俗に反する印刷物、文書その他の物品。発火点が華氏 200 度以下の液体

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

インド大麻...インド大麻から抽出した物質

ブラシ...ひげそり用ブラシ

腐敗しやすい物質...船便で送達される腐敗しやすい物質及び食料品(かん詰を除く。)

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和 25 年農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

たばこの葉...未加工のたばこの葉は、検疫証明書を添付している場合に限り許される。ただし、航空路による場合には郵便物の外部に包有品の品質、数量、差出場所、差出国及び差出人の住所氏名を記載しなければならない(2.1.3.2 「植物」を参照)。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

ピストル...消音ピストル、がん具のピストル

2.1.4.2 条件付許容物品

武器、弾薬...武器、弾薬及び戦争用資材は、名あて国の政府が輸入するものに限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

模造銀行券...銀行券の模造品

貨幣、貴金属...価格が5英ポンド以上の硬貨(装飾用の硬貨であって、価格表記小包として発送されたものを除く。)及び貴金属の鋳塊

模造硬貨...硬貨と見まちがしやすい物品

金、銀...金、銀

キニーネ...紅色キニーネ
無線電信機...無線電信機
偽造切手...偽造の郵便切手

2.1.5.2 条件付許容物品

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

富くじ券、富くじの広告、たばこ、黄熱病ウイルス

紙幣、銀行券...紙幣及び銀行券は、インド準備銀行の許可を得ている場合に限り許される。

宝石...ダイヤモンドその他の宝石は、保険付小包として発送される場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

電気製品...電気製品(補聴器、救命装置及びこれらの部品を除く。)

リチウム電池

雑件...公序良俗に反する印刷物、絵画、写真その他の物品。偽造の商標を付けた物品。名あて国で製造されたものと誤認させやすい記載を有する物品。真珠又は人造真珠の首飾り。絹。絹製の美術品。名あて国の法令が輸入を禁止している香料。古美術品

2.1.6.2 条件付許容物品

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の輸出入首席監督官(Chief Controller of Imports and Exports, New Delhi)の許可を得ている場合に限り許される。

酒精飲料、万年筆及びその部分品、時計及びその部分品、時計バンド及びその部分品、合成珠玉、カルタ、サッカリン、ライター、石ぼく、鉛筆、眼鏡、サングラス、たばこ、葉巻、糖菓、香料

商品...個数又は長さの単位で通例販売に付される商品であって名あて国の境域外において製造されたものは、製造業者、輸出業者及び名あて国における取扱業者の住所氏名と商品の個数又はメートル法による長さとは明確に表示されている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

以下のものは、許されない。

- 1ポンド(453.6g)を超える植物の種子
- みつばち
- 茶
- 法令により輸入が禁止されている書籍、雑誌、刊行物類
- 法令により政府機関を通してのみ輸入が認められる物品
- 銃砲、武器
- 酒精飲料
- 500ルピーを超える電気製品(補聴器及び救命用具を除く。)

その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

78. インドネシア

Indonesie (Indonesia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Head, Letter Post Division, PT Pos Indonesia, Jl. Cilaki 73, BANDUNG 40115, INDONESIA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
 - (1) 録音物については、公認の盲人協会にあてた場合に限り、点字郵便物として認める。(通終2.4)

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5メートル、長さ以外の方角に計った最大の横周との合計3メートル
重量.....30キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....PT Pos Indonesia(Persero), Mail Processing Center, JL. Lapangan Banteng Utara No.1, Jakarta 10000(IDJKTC), Indonesia
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....30 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 商品包有小包には、送り状1通を内装するものとする。この送り状及び税関告知書 CN23 には、受取人が入手した輸入許可書の番号及び日付を記載しなければならない。
 - (2) 贈物小包で内容品の価格が 300 ルピアを超えるものについては、受取人がジャカルタの「Kantor Pusat Import」(輸入管理局)の発行する外国為替輸入許可書を提出することを要する。
 - (3) 映画フィルムは、ジャカルタの公の委員会の検査を受けて許可されたものでなければならない。
 - (4) 受取人の住所欄に、できる限り受取人の電話番号、携帯電話番号を記載すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限

- (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
- (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN232 通及びインボイス1通
 - (3) 受取人の住所欄に、できる限り受取人の電話番号、携帯電話番号を記載すること。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
5. 税関告知書 CN23 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Express Mail Service (EMS)

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

コカの葉...コカの葉

織物...バティックろう染め法を施した織物

通貨...名あて国の通貨(ルピア)

書留郵便物...硬貨、銀行券、紙幣、小切手、郵便切手、外国の貨幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生大臣 (Ministre de la sante) の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

コカの葉...コカの葉

織物...バティックろう染め法を施した織物

爆破用品...爆発物、爆破用品

2.1.1.2 条件付許容物品

武器、弾薬...武器及びその部分品並びに弾薬は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

軍装品...名あて国の軍隊が使用している型の軍装品は、名あて国の国防大臣 (Ministre de la defense) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

酒精飲料...アプサント及びこれと類似の酒精飲料

汚染物品...伝染病を伝ばさせるおそれのある物品

羽毛...おうむ科の鳥の羽毛その他の部分

中古の物品...中古の物品(衣類を含む。)

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生大臣の許可を得ている場合に限り許される。

鉛白...鉛白は、医学上又は科学上の目的で発送された場合に限り許される。

薬剤...名あて国の衛生省 (Ministere de la sante) が「強力薬剤」として指定する医薬品、血清その他の物品は、関係当局 (Departemen Kesehatean, Direktorat Djenderal Farmasi) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

毛、皮、肉...反すう動物又は豚の毛、皮、肉その他の部分

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和 25 年農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

印刷物...名あて国以外の国で発行されたインドネシア語(地方語を含む。)の書籍、雑誌及び印刷物。ラテン文字、アラビア文字、日本文字及びロシア文字以外の文字で印刷された新聞紙及び定期刊行物(あらかじめジャカルタに所在する名あて国の治安当局

(Komando Pemulihan Keamanan dan Ketertiban) の許可を得たものを除く。)

お守り札...お守り札

サロン...サロン及びこれと類似の物品

通貨...名あて国の通貨(ルピア)

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.6.2 条件付許容物品

富くじ...富くじに関する物品は、名あて国の社会問題省(Ministere des affaires sociales)の許可を得ている場合に限り許される。

メタル...メタルは、名あて国のメタル協会(Lembaga Alat Alat Pembajaran Luar Negeri)の許可を得ている場合に限り許される。

印刷物等...中国文字又は中国語による雑誌、印刷物、レコード、録音テープ等の輸入は、名あて国の関係当局(Attorney General)の許可がある場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2.1.1、2.1.3.1 及び 2.1.6.1 に掲げる物品

麻薬及び薬物、わいせつな物品、政治的に害を及ぼすおそれのある印刷物又は絵画、武器、爆発物、銃及び遊戯用武器、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

7. 米国の領土

7.1 ウェーキ、北マリアナ諸島、グアム、サイパン及びミッドウェイ諸島

Wake, Iles. Mariannes du Nord, Guam, Saipan 及び Midway (米領)

(Wake, Northern Mariana Islands, Guam, Saipan 及び Midway (米領))

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
 - (6) 注意.....商品を包有する郵便物に貼付された緑色の票符 CN 22 に内容品の価格が正確に記載されていない場合は、税関告知書 CN23 又は送り状を封入する必要がある。
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....30日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
 - (ウ) SAL 小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,448 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1 か月
例外の場合..... -
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....グアム及びサイパン(アメリカの軍事基地を除く。)
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2.75 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22

(2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23(商品の場合は、税関告知書 CN23 及び見積りインボイス (Proforma invoice) 又は商業インボイス (Commercial invoice) 2通)

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚

5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語

6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)

7. 配達方法

(1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。

(2) 私書箱への配達.....行う。

(3) 窓口での交付.....行う。

8. 国際スピード郵便の名称.....Express Mail International Service

9. その他の特別な条件

次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる(禁制品 2.1.3.2『みつばち』参照)。

・ みつばち、水ひる及び蚕

・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの

・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...侮辱的又は脅迫的な内容を有する記載を外部に有する郵便物

2.1.1.2 条件付許容物品

放射性物質...放射性物質及びこれを含有する物品は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 包装の表面の放射線量率が、ガンマ線については、24 時間に 10 ミリレントゲン以下であること。
- いかなる場合にも、アルファ線、ベータ線又は中性子線を包装の表面に放出しないこと。
- 液状のものについては、適当な材質の密閉した容器に入れ、かつ、吸収剤をこの容器のまわりにつめること。
- 包有される放射性物質の量が、郵便物1個につき、ラジウム又はポロニウムの場合は 0.1 ミリキュリー、ストロンチウム 89、ストロンチウム 90 又はバリウム 140 の場合は、原子の分解速度が1秒に 500 万個以下の量、その他の放射性物質の場合は原子の分解速度が1秒に 5,000 万個以下の量を超えないこと。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

酒精飲料...酒精飲料

避妊用品等...避妊用又は違法な墮胎用の物品。避妊又は違法な墮胎に関する文書。

雑件...腐敗しやすい魚、果実及び野菜。悪臭を発する物質。名あて国の 1938 年 6 月 25 日付の「食品、医薬品及び化粧品に関する法律」に違反する物品

2.1.2.2 条件付許容物品

病原体...病原体である生きた微生物は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 適当な材質の容器に入れ、かつ、このまわりを吸収剤でつつむこと。
- さらに、厚いガラス製の外容器に入れ、かつ、このまわりに再び吸収剤をつめること。
- 最後に密閉した金属製の箱に入れること。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

肉...牛ペスト又はアフト熱の流行している地域から発送された生肉及び冷凍肉。燻製又は乾燥肉(2.1.3.2 に掲げるものを除く。)

動物製品...牛痘若しくはアフト熱が流行している地域又は豚コレラ、水疱疹若しくはアフリカ豚コレラで汚染されている地域から発送された反すう動物又は豚の乳、クリーム、その他の分泌物及び臓器(名あて国の関係当局 (Animal and Plant Health Inspection Service,

Veterinary Services, U. S. Department of Agriculture) の許可を得て薬物学上又は生物学上の目的で発送するものを除く。)。ニューカッスル病が流行している地域から発送された家きんの肉及び製品(卵を含む。)

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

包装用物質...わら、草又はこれに類する物質は、小包の包装用(詰め物等)に使用することができない。ただし、ソバ殻及び木炭は、土を落とし、かつ、以前に生の植物と共に使用されたことがない場合に限り、その使用を認められる。

ナイフ、かぎざお等...ナイフ、かぎざお、鋭利な器具がついた又はデザインされたその他のもの、闘鶏で使用する鳥の足につける目的の鋭利な器具

闘犬、闘牛、闘鶏等に関する文書、印刷物、図画...以下の内容を含む文書、印刷物、図画は許されない。ただし、闘犬等が行われることが州の法令の下で許されている場合を除く。

- 闘犬、闘牛、闘鶏等、戦う目的の動物に関する広告
- ナイフ、かぎざお、鋭利な器具がついた又はデザインされたその他のもの、闘鶏で使用する鳥の足につける目的の鋭利な器具の広告
- 闘犬、闘牛、闘鶏等動物の戦いを推進する又は助長するもの

2.1.3.2 条件付許容物品

昆虫等...死んだ昆虫及び爬虫動物は、完全に乾燥させ、防腐、防虫等の措置を施して包装してある場合に限り許される。

みつばち...成長した生きたみつばちは、実験用として、名あて国の農務省農業研究センター (Bee Disease Laboratory, Agricultural Research Center, U. S. Department of Agriculture, Beltsville, Maryland 20705) にあてる場合に限り許される。

肉...牛疫又はアフト熱の流行している地域から発送された肉で塩づけにされ、かつ、完全に乾燥させたものは、名あて国の要求する事項が記載された差出国の公式の処理済証明書が添付されている場合に限り許される。豚コレラ、水疱疹及びアフリカ豚コレラの流行している地方から発送された豚の肉で塩づけにされ、かつ、乾燥させたものは、さらに処理を受けるため名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture)の認める施設にあてられる場合に限り許される。牛、豚、羊又は家きんの肉及びその製品は、冷凍せずとも保存できるように完全に加熱処理を行い、密閉した容器に入れた場合に限り輸入を許される。

動物の部分...牛疫若しくはアフト熱の流行している地方又は豚ペスト若しくは豚コレラの流行している地方から発送された反すう動物又は豚の食用に適さない皮、毛、骨、器官又はその他の部分は、名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture)が認める方法で処理される場合に限り許される。

動物の腸...動物の腸は、名あて国の関係当局 (Permit Office, U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Federal Building, Hyattsville, MD 20782) の許可を得ている場合に限り許される。

土...土の見本は、名あて国の農務省植物検疫課が発行する付せんを有している場合に限り許される。

血清、ワクチン...家畜用の血清、ワクチン及びこれらと類似の物品並びに家畜の病気を伝ばさせるおそれのある物品は、名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Washington D.C. 20250)の許可を得ている場合に限り許される。

鳥の羽毛、皮...すべての鳥類の皮の付いた羽毛の輸入は禁止される。ただし、次に掲げるものを除く。

- 洗淨した皮付きでない羽毛
- 科学上又は教育上の目的で輸入するもの
- 釣用の毛鉤
- 釣用の毛鉤又は婦人帽子類の製造のために輸入されるある種の鳥の羽毛若しくは皮で名あて国の内務長官 (Secretary of the Interior) の許可を得ているもの又はニューカッスル病が流行している国から発送された鳥類の皮付きの羽毛は、追加の処理を受けるため、名あて国の農務省の認めた施設にあてる場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属製の雷管及び薬きょう並びにマッチ(不爆発性の大砲用信管原料は、許される。)

2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...ピストルその他身体に隠すことのできる武器(銃身の長さが 45.72 センチメートル以下の散弾銃、銃身の長さが 40.64 センチメートル以下のライフル銃、銃身の長さが 66.04 センチメートル以下又は身体に隠すことができるように改造された散弾銃又はライフル銃)は、公の使用に供され、かつ、名あて国の軍隊、司法機関又は犯罪捜査機関の職員、国有財産の監視人、郵政職員、銃砲製造者、銃砲商にあてる場合に限り許される。銃砲を包有する郵便物の外装には、大文字で「FIREARM」(「銃砲」の意)の表示を行うほか、例えば「For Army Officer,」のような記載により受取人の資格を表示しなければならない。また、郵便物には、受取人が正当な資格者であることの証明と、名あて国の関係当局が発行した関係銃砲の用途についての証明書を添付しなければならない。ただし、1898 年以前に製造された銃砲で骨とう品又は美術品として発送されるものを除く。

飛び出しナイフ...飛び出しナイフは、名あて国の関係当局の許可を得ている者にあてる場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

たばこ...たばこ、手巻きたばこ、無煙たばこ製品

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ等...富くじに関する物品。詐欺的な商品販売に関係のある文書。

雑件...名あて国の特許権法又は著作権法に違反する物品。郵便切手、貨幣その他の有価証券の模造品(郵便切手又は収入印紙を黒色インクで印刷したものを除く。)。全部又は一部が囚人によって製作された物品

毛皮、皮革...旧ソヴィエト連邦又は中国大陸産の毛皮及び皮革

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

金...金貨、金及び金製品は、その価格が 100 米ドルを超えず、かつ、名あて国の財務省造幣局 (Bureau of the mint, United States Treasury Department) の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

88. カンボジア

Cambodge (Cambodia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱わない。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Postal Department, Corner street 13 &102, Phnom Penh, Cambodia
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....25 日(留置郵便物については、2 か月)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Postal Department, Corner street 13 &102, Phnom Penh, Cambodia
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....2か月
例外の場合.....3か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....2か月
例外の場合.....3か月
10. その他の特別な条件
商取引のため発送する小包には、フランス語で記載した原産地証明書及び送り状をそれぞれ2通添付しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 及びインボイス1枚
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....KHMER EXPRESS

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1. 禁止物品

貴重品...硬貨、白金、金、銀、宝石、珠玉その他の貴重品

書留書状...銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する書留書状

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...共産主義に関する印刷物。公序良俗に反する印刷物。富くじに関係のある印刷物。銀行券、郵便切手、その他の有価証券の模造品。貨幣の模造品

2.1.1.2 条件付許容物品

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。
武器、弾薬、工業用化学製品、モーター、医学用具、外科用具、医薬品、ケーブル、発動機用燃料、潤滑剤

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

サッカリン...サッカリン及び類似の物品

アブサント...アブサント及び類似の物品

ほ乳器...管つきのほ乳器

インド大麻...インド大麻の葉及び花

避妊用品...避妊用の薬品及び器具

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送される場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」による

ものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び実包、不爆発性の大砲用信管原料並びにマッチ

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

医薬品...名あて国の関税定率法に掲げられている医薬品

はかり、物差...はかり及び物差

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

雑件...アルコール。偽造の商標を付した物品。ぶどう酒。製造地が表示されていないかん詰。魚のかん詰を入れた箱で1キログラムを超えるもの。偽造の書籍。はちみつの模造品。カンボジア製のサロン(SARONG)及びホール(HAUL)と誤認しやすい衣類。カルタ。爆竹。フェロセリウム(Ferrocium)。たばこ。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

139. 北朝鮮

Republique populaire democratique de Coree (Democratic People's Republic of Korea)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(保険付書状に限る。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならぬ。)。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語又はフランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....3,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
 - (3) 名あて国における配達地域.....保険付書状は、次の配達地域内にあてるものに限る。
 - Pyongyang city
 - Whole area of South Pyongan Province
 - Whole area of South Hamkyong Province
 - Haeju city of South Hwanghae Province
 - Chongjin city, Kimchaek city, kilju county of North Hamkyong Province
 - Sariwon city of North Hwanghae Province
 - Sinuiju city, Ryongchon county, Pihyon county of North Pyongan Province
 - Hyesan city of Ryanggang Province
 - Wonsan city, Munchon city of Kangwon Province
 - (4) 保険付書状の差出しに当たっては、差出人の固有の印影又は記号がある封ろう、封鉛により封かんしなければならない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。

(2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

8. その他の特別な条件

(1) 郵便物及びその関係書類のあて名に「朝鮮民主主義人民共和国」(REPUBLIQUE POPULAIRE DEMOCRATIQUE DE COREE 又は DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA)以外の国名を有するものは返送される。

(2) 名あて国は、ガラス製品又はぜい弱な物品を包有する通常郵便物の盗取又は損傷の場合の責任を負わない。

(3) 郵便物が差し押さえられた場合に行う差出国への通報は、税関当局から得られる情報又は同国の法令の範囲内に限る。(通終9.2)

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....朝鮮語、フランス語又は英語

4. 速達.....取り扱う。

速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包

5. 保険付小包.....取り扱う(平面路小包に限る。)

(1) 保険金額の最高限.....3,266SDR

(2) 名あて国における配達地域.....保険付小包は、次の配達地域内にあてるものに限る。

Pyongyang city

Whole area of South Pyongan Province

Whole area of South Hamkyong Province

Haeju city of South Hwanghae Province

Chongjin city, Kimchaek city, Kilju county of North Hamkyong Province

Sariwon city of North Hwanghae Province

Sinuiju city, Ryongchon county, Pihyon county of North Pyongan Province

Hyesan city of Ryanggang Province

Wonsan city, Munchon city of Kangwon Province

- (3) その他の条件・・・保険付小包の差出しに当たっては、差出人の固有の印影又は記号がある封ろう、封鉛により封かんしなければならない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1か月
例外の場合.....2か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....2か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包は、名あて国の認定により返送される場合が多いので、差出人の危険負担において差し出すこと。
 - (2) 小包及びその関係書類のあて名に「朝鮮民主主義人民共和国」(REPUBLIQUE POPULAIRE DEMOCRATIQUE DE COREE 又は DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA)以外の国名を有するものは返送される。
 - (3) 郵便物が差し押さえられた場合に行う差出国への通報は、税関当局から得られる情報又は同国の法令の範囲内に限る。(小終5.1)

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 輸入を禁止される物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
武器、弾薬...武器、弾丸、弾薬、爆発物
望遠鏡...倍率6以上の望遠鏡及び双眼鏡
電信機器...電信用機器、装置
麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬
化学製品、医薬品等 ...動植物に細菌病を伝染させるおそれのある化学製品。酸、クロロホルム、アセトン、メチルアルコール、検印及び説明書を欠いたすべての医薬品
伝染性の物品...伝染病が伝ばしている地域から来た物品
公序良俗に反する物品...名あて国における配布によって同国に公安上あるいは文化的、道徳的、政治的又は経済的な損害を及ぼすおそれのある印刷物の複本、宣伝物、写真陰画、フィルム、映画、写真、版画、レコード、録音盤、録音テープ

中古の物品...着用済みの衣類、下着類及びはき物並びに使用済みの時計、寝具その他
いったん使用したすべての物品

米国産及び韓国産の物品...米国産及び韓国産の物品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

雑件...牛及び豚の毛。にわたりの卵。かん詰。加工していない皮。鳩。サッカリン

2. 条件付で輸入を許される物品

出版物...書籍及びその他の出版物は、他の物品と合装せず、かつ、「印刷物」として差し出す場合に限り許される。

雑件...穀物、綿、羊毛、羊毛の繊維、写真機及びフィルムは、名あて国通商省の許可がある場合に限り許される。

151. シンガポール

Singapour (Singapore)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
(注意) 速達とすることができる郵便物は、シンガポール島にあてるものに限る。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....2,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....10 日(留置郵便物については、1か月から2か月(場合による。))
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 郵便物のあて名の国名は「REPUBLIC OF SINGAPORE」と記載すること。
 - (2) 物品を包有する場合には、すべて送り状1通を添付しなければならない。
 - (3) 商品の発送については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」(2)参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メ

メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3

メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3

メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

(1) 保険金額の最高限.....2,000 SDR

(2) 注意.....価格が 850 ドルを超える宝石を包有する保険付小包は、長さとは長さ以外の最大の横周との合計が 106.6 センチメートル以上の堅固な箱に入れなければならない。

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....10 日

例外の場合.....1 か月

(2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包

普通の場合.....10 日

例外の場合.....1 か月

10. その他の特別な条件

(1) 郵便物のあて名の国名は、「REPUBLIC OF SINGAPORE」と記載すること。

(2) 商品の輸入は、種類によっては、完全に禁止されるか、又は特別の許可を得ている場合に限り許される。したがって、差出人は、商品の発送にあたっては、次のことを確認することが望ましい。

- 受取人が関係当局 (The Executive Controller of Imports and Exports) によって発行された必要な許可証を得ているか又は得ることができるか。

- いかなる許可証も必要とされないか。

(3) すべての小包には、送り状1通を添付しなければならない。

(4) 受取人の電話番号、携帯番号、FAX 番号、e-mail アドレスがある場合は記載すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 1通又は税関告知書 CN23 1通(並びにインボイス1通)
 - (3) 受取人の電話番号、携帯番号、FAX 番号、e-mail アドレスがある場合は記載すること。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Speedpost Worldwide Courier
9. その他の特別な条件
次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる。
 - ・ みつばち、水ひる及び蚕
 - ・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
 - ・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

書状等...受取人又は受取人の同居者以外の者にあてた現実的かつ対人的な通信の性質を有する書状、書付又は文書類を包有する郵便物

放射性物質...放射性の発光文字盤及び自発光性塗料。

武器...すべての武器、武器の部分品、すべての銃砲、銃砲の部分品、有害な液体、ガスその他の有害物質を発する銃

ライター...ボタンガスを充てんしたライター、交換用ガス

雑件...麻薬、性的刺激剤又は性病の医薬品に関する宣伝広告物。その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

珠玉...他の物品にはめ込んでいない珠玉は、名あて国の規則 (Import Control and Customs Regulations) に違反せず、かつ、あらかじめ名あて国の郵務局長の許可を得ている場合に限り許される。

銀行券等...銀行券又は紙幣は、保険付書状として発送する場合に限り許される。

麻薬...医学上又は科学上の目的で発送されるあへん、モルヒネ、コカイン、その他の麻薬を包有する保険付書状は、名あて国の衛生局長 (Director of Medical Services) の許可を得ている場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序に反する物品...わいせつな又は下品な印刷物、絵画、写真、石版画、グラフ、書籍、カード及び類似の物品

反乱を扇動する物品...物品自体又はその包装上に、反乱を扇動し、強迫し又は不法な言語又は図を表示したもの

シクラメイト・ナトリウム等...シクラメイト・ナトリウム (Cyclamate de sodium) 又はシクラメイト・カルシウム (Cyclamate de calcium) 及びこれらを含む物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

雑件...不清潔又は有害な物質。密閉した箱に納めていない限り、自然の分解によって、人体に害を与えるおそれのある物品。医学上の研究又は分析用の液体及び物質

2.1.2.2 条件付許容物品

注射器...皮下注射器

麻薬...医学上又は科学上の目的で発送されるあへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、名あて国の衛生局長の許可を得ている場合に限り許される。

毒物等...毒物、調合剤、溶液、化合物、合金、有毒な物質を含む天然の物質は、名あて国

の毒物に関する規則に違反しない場合に限り許される。

動物性脂肪...動物性脂肪又は動物性脂肪を含む製品の輸入は、原産地の公的な獣医当局により署名された証明書が添付され、また、あらかじめ名あて国の関係当局の局長 (Director, Primary Production) が交付する輸入許可証がある場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...土壌付きの植物。

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとし、かつ、有害な植物及び土壌(植物に付着しているものを含む。)は、科学上の目的で名あて国の関係当局にあてて発送する場合に限り許される。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

豚の毛...豚の毛は差出国において消毒を受けたうえ、消毒の方法を記載した検疫証明書を添付し、かつ、事前に名あて国の関係当局 (Director, Primary Production) の輸入許可証を入手し、同局気付として差し出される場合に限り許される。

肉...肉又は肉製品(副産物を含む。)の輸入は、受取人が事前に名あて国の関係当局の局長 (Director, Primary Production) の輸入許可証を入手し、同局長気付として差し出される場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器...すべての武器、武器の部分品、銃砲、銃砲の部分品、有害な液体、ガスその他の物質を発する銃

ライター...ボタンガスを充てんしたライター、交換用ガス

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

貨幣、銀行券等...偽造又は変造の貨幣。価格が50ドルを超える硬貨及び地金(明らかに装飾用の貨幣を除く。)。銀行券、紙幣及び持参人払有価証券

商標等...商標に関する法及び著作権を侵害する物品

牛乳...脱脂牛乳

お守り等...お守り、マスコット、魔除けに関する広告宣伝物

郵便切手等...偽造の又は使用済みの郵便切手。名あて国の料金計器の偽造の印影証券を有する郵便物

雑件...名あて国の官用郵便物と誤認させるような記載を有する郵便物。模造の紙幣又は硬貨(各種のゲーム用)若しくはいずれかの国又は領土において法的な流通力を有している

紙幣、銀行券又は硬貨を複写している物品。ナトリウム及びカルシウムの化合物並びにそのいずれか又は双方を含んでいる調合物

富くじ等...富くじ又はと博に関係のある物品

危険物...保護の不十分な鋭利な刃物。性質上又は包装上郵便職員を危険にさらし、他の郵便物を汚損又はき損せしめるおそれのある物品

法令違反物品...名あて国の法令によって認められていない物品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

155. スリランカ

Sri Lanka

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....4枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....11 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Superintendent, Central Mail Exchange, 87 - D.R. Wijewardhana
Mawatha, COLOMBO 01000, SRI LANKA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....14 日(留置郵便物については 15 日)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 書籍、新聞、雑誌等を一括送付する場合には、内容品に関する詳細、特にその保険料及び運賃込価格を記載し、かつ、署名した関係送り状1通を添付しなければならない。

なお、受取人に対しても、署名した送り状1通を送付しなければならない。
 - (2) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (3) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う(航空便に限る)。
保険金額の最高限.....12 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Assistant Superintendent (Parcels), G. P. O. Building, Janadhipathi Mawatha, COLOMBO 1
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....2 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 商品価値を有する物品は、あらかじめ、コロンボに駐在する名あて国の輸入監督官 (Controller of Imports) の許可を得ている場合に限り許される。
 - (2) 小包の送状に、できる限り受取人の電話番号、携帯電話番号、FAX 番号を記載すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 3 枚及び見積りインボイス (Proforma invoice) 又は商業インボイス (Commercial invoice) 1通。必要により、輸入許可証
(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前で見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
 - (3) 郵便物又は添付書類にできる限り受取人の電話番号、携帯電話番号及びFAX 番号を記入する。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS Speed Post

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

- 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品
 - 1.1.1 禁止物品.....2. 「小包郵便物」参照
 - 1.1.2 条件付許容物品

クレジットカード...クレジットカードは、書留書状で発送される場合に限り許される。
雑件...その他条件付許容物品については、2.「小包郵便物」参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

書籍、出版物...宗教的教化宣伝を目的とする記載を有する書籍出版物、名あて国の刑法で禁止されている行為を教唆する出版物

富くじ...富くじ券又は富くじに関する宣伝物

わいせつ物...わいせつな書画、写真、彫版

危険な物品...爆発物、銃砲、ピストル、仕込みづえ、ステッキ銃、その他の凶器

2.1.1.2 条件付許容物品

武器、弾薬...武器、武具及びこれらの付属品、弾薬、爆発媒体並びに軍事用に使用されると認められる物品は、関係大臣の許可を得ている場合に限り許される。

ガス銃等...ガス銃、手投弾、薬包等は、名あて国の政府が輸入するものに限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

医薬品...名あて国の医療薬剤委員会(Sri Lanka Hospital Formulary Committee)が定める薬品表により輸入を禁止されている物品

薬品、化学製品...蒸留水、塩素、天然銑鉄、カセイソーダ、しょう腦、合成樹脂、蚊とり線香、黄土、コールタールを基にした染料、ペイント・ニス、脱脂綿、包帯、石こう、白粉、パウダー、オーデコロン、練歯磨、石けん、ワックス、家具用のろう

コーヒー...コーヒー及びコーヒーを含む食品

たばこ...巻たばこ、葉巻、刻みたばこ

あへん...あへん

酒精...アラック酒

油脂...動物性の油及び脂肪(凝乳を除く。)、オリーブ油、やし油、ごま油、にがよもぎ油、ひまし油その他の植物油、取う

2.1.2.2 条件付許容物品

薬品、化学製品等...次の物品は、正規の医師、薬剤師等にあてて発送され、かつ、名あて国関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

性病の治療薬、予防薬及びこれらの製品に関する広告。医薬品の容器に内容品を表示するため貼付する票符。医薬品の市販用に薬品の処方方を外部に記載した空箱、空瓶等の容器

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物の検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

食品等...ビスケット、砂糖、やし粗糖、菓子類、マーガリン、料理用バター油、りんご、ぶどう、果物及び野菜のかん詰、生、冷却又は凝結した野菜及び果物、野菜汁、ソース、朝鮮もだま、からしの実、クミンの実、こしょう、生やしの実、きんま、赤たまねぎ、炭酸水、ミネラル水、アイスクリーム・コーン、アイスクリーム、岩塩、粗塩、酢、やしの絞りかす

動物...食用以外の生きた動物、魚、魚製品

肉...肉及び肉製品(名あて国関係当局の許可を得ているものを除く。)

牛乳...乳成分31パーセント未満で脂肪分9パーセント未満のコンデンス・ミルク

卵...卵(原産地が消えないよう記載されているものを除く。)

雑件...食用に不適當又は病気を誘発するおそれのある腐敗した又は悪臭のある有害な食品

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

地金、硬貨、貴重品...偽造の硬貨、紙幣その他の有価証券、金貨、金塊、銀塊、その他の貴重品

複製本...名あて国で保護されている著作物の複製

衣類品、小間物等...価格が1ヤード2ルピーを超える反物、下着、ショール、衣服(帽子、花飾りを含む。)、ナプキン、タオル地、部屋着、ハンカチーフ、はき物(スポーツぐつを除く。)、くつひも、シーツ、まくらカバー、じゅうたん、舗装用被版、リノリューム、寝具、マットレス、クッション、まくら、腕輪、宝石箱、宝石(模造を含む。)、金、銀、プラチナその他の貴金属製品、ヘア・ピン、髪ばさみ、くし、香水、化粧具、雨がさ、パラソル、つえ、石けん及び石けん入れ、サングラス、真珠、原綿、医療用布、つり竿、つり糸、綿製品以外のサリー、合成繊維製又はガラス製の糸、短ぐつ下

事務用品...封筒、ノート、アルバム、クリスマス・カード、カレンダー、絵はがき、炭酸紙、紙又はダンボール製の袋又は箱、くず紙、色紙、紙コップ、白墨、クリップ、インク、封ろう、鉛筆、万年筆、ペン軸、消しゴム、ボールペン、シャープ・ペンシル及びそれらの部品(スペアインクを除く。)、宣伝物(商業用のチラシ、カタログ及びポスターを除く。)

建築用材、金物、電気、製品、家庭用品...有刺鉄線、鉄くぎ、木ねじ、スレート、れんが、T型金属材、タイル、溶接鉛、名あて国の税関当局で定める価格以上のセメント、扇風機、かみそり、マッサージ器、ミキサー、床みがき器、電鈴、洗濯機、テープレコーダー、電気スタンド、電球、空気調整機、換気装置、冷房装置、さ線受信機、蓄音機、電線、ミシン、自転車用発電器及び発光器、家庭用計算機、4ポンド以下の分銅、バネ式懐中はかり、自転車の部品(サドル、ブレーキ、タイヤ等)、懐中電燈、バケツ、金だらい、フィンガー・ボール、ボール、スープ皿、ポット、水さし、皿、コップ、携帯電話

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満

たすリチウム電池を除く。)

雑件...ひげそり用ブラシ、マッチ、三輪車、粘土製又は木製のがん具、ゴム風船、トランプ花札の類、皮革製のスポーツ用品、排球及びしゅう球のボール、旅行用品、手さげかばん、ゴムのサンダル、ライター及びライターの石、シガレットケース、腕時計、柱時計、時計の外ぶた、時計のバンド、籐、竹又は合成樹脂繊維製のかご類、灰皿、バス・マット、掛ぶとん及び毛布、花、木の葉、苔製品、衣装掛、キーホルダー、文ちん、メモ及びレターペーパーの綴り、財布、食卓用品、つまようじ、花瓶、プラスチック、ビニール、ポリエチレン又はこれらと類似の原料を使った書類入れ、置物、こっとう品、暖炉、たな、壁飾り、古物、遠足用の必需品、写真機、ダイヤモンドの粉末

2.1.6.2 条件付許容物品

贈物小包...2.1.6.1 に掲げる物品は、1人につき年間 5,000 ルピーを超えない価格のものであって、次の条件を満たす場合に限り贈物として許される。ただし、サリー、洋服生地、織物、リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)、花及び花の苗は許されない。

輸入には、外国送金を伴わないこと。

- 物品は、善意で個人的使用のために輸入されるものであること。
- 商業上の使用目的のため又は再販売の目的のため輸入されるものでないこと。
- 輸入規則及び公衆の利益に反しないものであること。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

165. タイ

Thailande (Thailand)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Postal Quality Control Division, The Communications Authority of Thailand, BANGKOK 10002, THAILANDE
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方角に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(1) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(3) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱う。

速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書

5. 保険付小包.....取り扱う。

(1) 保険金額の最高限.....1,000 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Postal Quality Control Division, Communications Authority of Thailand, 99 Chaeng Watthana Road, BANGKOK 10002, THAILAND

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....15 日

例外の場合..... -

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 2 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域...全地域

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

(2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

(1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22

(2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN231 通(並びにインボイス 1 通)

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付されることがある)。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Express Mail Service

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

銀行券...銀行券

肉...肉製品

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で、名あて国の政府にあて発送された場合に限り許される。

銃砲...銃砲及びその付属品(装飾用又は収集用の銃砲及び小児用のがん具の空気銃を除く。)は、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的

な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

米...米は、名あて国農務省長官の輸入許可証及び植物衛生証明書を添付したもので、研究の目的により送付されるものに限り送ることができる。ゆでる、揚げる又は蒸すことにより加工された米(米飯、菓子、餅等)は、この限りではない(2.1.2 『植物』を参照)。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

42. 大韓民国

Coree (Korea)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....航空便 Seoul I.P.O.、船便 Pusan I.P.O.
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 定期刊行物は、受取人 1 人につき 3 冊(3 種類のもの又は逐次番号の異なるもの各 1 冊)を超えない場合に限り輸入を許される。
 - (2) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (3) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (4) 国際郵便料金受取人払とする印刷物及び小形包装物を取り扱うことができる(ただし、印刷物にあっては、2kg までのものに限る。)
 - (5) 国際郵便料金受取人払とする書留を取り扱うことができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....4,000 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。

7. 小包の配達方法.....配達人による配達

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合..... 15 日

例外の場合..... 45 日

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 30 日

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

(2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

(1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載

(2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23 1通。商業物品の場合、商業インボイス(Commercial invoice) 1通。商業物品以外の物品の場合、必要に応じて見積りインボイス(Proforma invoice) 1通。

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイス のことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決

定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....朝鮮語又は英語
6. 配達日.....月曜～土曜(日曜及び祝日の配達は行わない)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行わない(ただし、交換局での交付は行う)。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS
9. その他の特別な条件
 - (1) 次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる。ただし、受取人があらかじめ名あて国の検疫当局に、送付できる種の確認をとらなければならない。
 - ・ みつばち、水ひる及び蚕
 - ・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
 - ・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの
 - (2) 国際郵便料金受取人払とする国際スピード郵便物を取り扱うことができる(2kg までのものに限る。)

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

- 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品
 - 1.1.1 禁止物品
雑件...その他の物品については、2.参照
 - 1.1.2 条件付許容物品
2.参照。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公共の安全に反する物品...国家の秘密を暴露しやすい物品、敵に情報を提供しやすい物品、公共の安全に反する文書、書籍、印刷物、録音物、彫版又はその他の物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

刺激剤...刺激剤

肉、肉製品等...牛肉及び牛肉製品、鹿肉及び鹿肉製品、羊肉及び羊肉製品、ダチョウ肉並びにカンガルー肉。

2.1.2.2 条件付許容物品

毒物、病原菌...毒物、毒液及び病原菌は、医療上又は学術上の目的で、政府によって公認された保健衛生施設の間で交換される場合に限り許される。

家畜等...死んだ家畜並びに家畜の肉、骨、皮及び毛は、差出国の証明書が添付されている場合に限り許される。

肉・肉製品...豚肉及び豚肉製品、生の家きん肉並びに熱処理された家きん肉製品は検疫証明書(Quarantine certificate)がある場合に限り許される。

酒類...酒類は、個人使用又は贈り物の場合にのみ1本(1リットルまで)まで許される。ただし、いかなる種類の酒類についても、酒税及び教育税がかかる。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

昆虫類...家畜又は植物に有害な昆虫

種子、茎、根...他の植物に有害な植物の種子、地下茎及び根(これ以外は、2.1.3.2 『植物』を参照)

穀類...穀類(米を除く。(2.1.3.2 『植物』を参照))

くだもの...くだもの(ライム以外の柑橘類、柿、ぶどう、いちご及びメロンを除く(2.1.3.2 『植物』、『くだもの』を参照)。)

野菜...野菜(トマト及びかぼちゃを除く(2.1.3.2 『植物』、『野菜』を参照)。)

2.1.3.2 条件付許容物品

みつばち、水ひる、蚕の卵...みつばち、水ひる及び蚕の卵は公認の施設の間で交換される場合に限り許される。

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

種子、根、苗...野菜の種子、食用となる種子の付いた植物、花の種子、植物の根及び苗床用の種子又は苗は、政府によって輸入を公認された学校、施設及び個人が輸入する場合に限り許される(2.1.3.1 『種子、茎、根』、2.1.3.2 『植物』を参照)。

米...5kg まで輸入を許される。5kg を超えて輸入する場合は、輸入許可証を添付しなければならない(2.1.3.1 『穀類』、2.1.3.2 『植物』を参照)。

くだもの...みかん、レモン、オレンジ等の柑橘類は九州・沖縄産以外のものに限り原産地証明を付けて、他のものと混ぜることなく、その出荷時に使用される箱に入れた場合に限り送ることができる。ただし、柑橘類でも、ライムは送ることができない(2.1.3.1 『くだもの』、2.1.3.2 『植物』を参照)。

野菜...トマトは九州・沖縄産以外のものに限り原産地証明を付けて、他のものと混ぜることなく、その出荷時に使用される箱に入れた場合に限り送ることができる(2.1.3.1 『野菜』、2.1.3.2 『植物』を参照)。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器...軍用のサーベル及び剣、火器

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

塩...塩

たばこ製造用品...たばこ製造用の機械、器具及び紙

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ、朝鮮にんじん...たばこ、朝鮮にんじん及びその種子は、名あて国の政府が輸入する場合及びその命令によって輸入される場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

偽造貨幣等...偽造、変造又は模造の硬貨、紙幣、銀行券。硬貨、紙幣、銀行券を製造するための機械、器具、原材料

特許権、商標権等を侵害する物品...特許権、意匠権、商標権及び著作権を侵害する物品

雑件...偽造された郵便切手、度量衡器、あへん吸飲用の物品

録音又は録画媒体.....民主主義の基本原則である憲法、国家の威信又は利益及び社会的モラル及び習慣、社会的安全又は社会的秩序に反するもの

通貨.....紙幣、銀行券、硬貨(展示用またはコレクションのための通貨については 2.1.6.2 「貴重品」を参照)

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満

たすりチウム電池を除く。)

2.1.6.2 条件付許容物品

貴重品...各種の持参人払有価証券、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品は、税関規則に定められている条件を満たしている場合に限り許される。

雑誌...月刊又は週刊の雑誌は、1人及び刊行物の各号につき3部まで輸入が許される。3部を超える場合には、名あて国の政府の許可を受けなければならない。

繊維製品...生地、衣服、シャツ、ネクタイ及びハンカチ等の繊維製品は、見本又は受取人の個人的な使用に供する場合に限り許される。

通信機器.....通信機器は、名あて国関係当局からの承認を得る必要がある。ただし個人間で送付する携帯電話は除く。

無線装置.....無線装置は、研究開発の目的で輸入されるもの及び名あて国で認可された製品以外は、関係当局の定めた検査を受ける必要がある。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

37.3 台湾

Taiwan (Taiwan)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(書留書状に限る。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならぬ。)。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....中国語、英語又はフランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 送達条件(小包)11 を参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて交換局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 通常郵便物により台湾にあてて商品等を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」の(1)参照
 - (2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方角に計った最大の横周との合計 3 メ

メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....中国語、英語又はフランス語

4. 速達.....取り扱う。

速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....1,000 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....交換局

7. 小包の配達方法.....配達人による配達

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....15 日

例外の場合.....2 か月

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....2 か月

10. その他の特別な条件

(1) 商業上の目的で送付される物品を包有する小包には、送り状 1 通を添付しなければならない。次の場合には、輸入許可書を必要としない。

- 個人的使用に供される物品及び商品見本で、その価格が 1,000 米ドル相当額を超えないもの

- 商品見本

- 書籍及び定期刊行物でその価格が 1,000 米ドルを超えないもの(ただし、レコード、録音テープ及びスライドを除く。)

(2) 以下の場合関税の 2 倍から 5 倍の罰金あるいは、当該物品を没収される。

- 製品名、数量、重量の虚偽の記載

- 製品内容、価格の虚偽の記載

- 虚偽の税関告知書 CN23

- その他不正行為をした場合

(3) 禁制品を包有する場合は、当該物品の没収に加え、当該物品の当該価格から 3 倍の価格の罰金が課される。

(4) 密輸の疑義のある禁制品及び条件付物品、税関告知書 CN23 に記載された内容、数量、重量、価格が虚偽の郵便物は、受取人に通知し、没収される。

- (5) 記載事項が空欄のまま、外国の企業が署名したインボイスは、商業インボイスとして使用されることもあるため、30,000台湾ドル以下の罰金が課され、そのインボイスは没収される。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23。必要により、インボイス1通
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....中国語、英語又はフランス語
6. 配達日.....月曜～日曜(祝日の配達も行う。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Speedpost
9. その他の特別な条件

次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる。ただし、受取人があらかじめ名あて国の検疫当局に、送付できる種の確認をとらなければならない。

 - ・ みつばち、水ひる及び蚕
 - ・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
 - ・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

- 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する書留書状
雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

偽造品...偽造通貨、偽造の有価証券、偽造の紙幣及び偽造紙幣用の用紙、偽造の切手
偽造の収入印紙

賭博に関する物品及び富くじ...賭博に関する物品及び外国通貨による富くじ

共産主義の著作権侵害物品...共産主義を扇動する書籍、書類、その他の物品

著作権侵害物品...特許権、肖像権、商標権、著作権を侵害する、書籍、書類その他物品

麻薬等...アヘン、マリファナ、コカイン、麻薬、ケシの実

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

肉類...牛肉、牛肉のくず肉、獣脂、その他の肉類(家きん類を含む。)、動物用のえさ、生肉を含む食品並びに牛、羊、山羊の胎芽及び血液

野菜及び果物...野菜及び果物

2.1.2.2 条件付許容物品

米...以下の許可証等のいずれかがある場合に限り許される(2.1.3.2 『植物』を参照)。ただし、10 キログラムを超える場合は、經濟部標準検閲局(Bureau of Standards, Metrology and Inspection, Ministry of Economic Affairs)が発行する許可証等を添付しなければならない。

- ・ 行政院農業委員会動植物防疫検疫局(the Bureau of Animal and Plant Health Inspection and Quarantine Council of Agriculture, Executive Yuan)が発行する証明書等
- ・ 中央信託局(Central Trust of China)が発行する米の輸入割当証明書(rice import quota certificate)
- ・ 行政院農業委員会(the Council of Agriculture, Executive Yuan)が発行する輸入許可証(import permit)

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

食料...虫害が発生した地域からの輸入される食料(これ以外は、2.1.3.2 『植物』を参照)

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)につい

ては、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

保護野生生物...保護野生生物は、名あて国の外国貿易委員会農業理事会(Council of Agriculture of the Board of Foreign Trade)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

兵器等...火器(猟銃、エアガン、漁業用の銃)、銃弾、ダイナマイト、その他兵器(部品を含む)

毒ガス...毒ガス

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

薬品...名あて国の医療法により禁止される薬品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.6.2 条件付許容物品

中国大陸の製品...中国大陸の製品又は中国大陸で加工された製品は、関係当局に承認された場合に限り許される。

茶...6キログラムを超える場合は、原産地証明書(certificate of origin)及び経済部標準検閲局(Bureau of Standards, Metrology and Inspection, Ministry of Economic Affairs)が発行する検査済証明書(certificate of inspection)を添付しなければならない(2.1.3.2『植物』を参照)。

きのこ...台湾の農業委員会(Council of Agriculture)が発行する輸入許可証に基づき、1キログラムに限り許される(2.1.3.2『植物』を参照)。

銃の形をした玩具、物品...銃の形状をした玩具、その他の物品は名あて国の警察当局(National Police Administration)により発行された許可証がある場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

37. 中華人民共和国

Chine (China)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....中国語又は英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....876 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については、1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて交換局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
 - (1) 中華人民共和国あて郵便物のあて名に「中華人民共和国」(REPUBLIQUE POPULAIRE DE CHINE 又は PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA) 又は「中華人民共和国」(CHINE 又は CHINA) 以外の国名を有するものは、返送される。
 - (2) 針葉樹材による梱包材を使用した郵便物又は未加工の針葉樹材を内容品とする郵便物には、(社)全国植物検疫協会が発行する「植物検疫証明書(Certificate of Treatment)の添付が必要となる。
 - ・ 非針葉樹材の木製梱包材を使用した郵便物には、「非針葉樹材である旨の申告書 (Declaration of non-coniferous wood packing material)」の添付が必要となる。
 - ・ ベニヤ、合板による梱包材を使用した郵便物には、「非木製梱包材である旨の申告書 (Declaration of no-wood packing material)」の添付が必要となる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....中国語又は英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....838 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....名あて交換局

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付(税関で保留された場合、小包が損傷していた場合は窓口交付)

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....7 日

例外の場合.....30 日

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日

10. その他の特別な条件

(1) 小包及びその関係書類のあて名に「中華人民共和国」(REPUBLIQUE POPULAIRE DE CHINE 又は PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA) 又は「中華人民共和国」(CHINE 又は CHINA) 以外の国名を有するものは、返送される。

(2) 配達不能となった場合の取扱方に関し、差出しの際に行うべき指示事項のうち、「小包を一定期間経過後、差出人に返送すること。」の指示は、許されない。

(3) 小包郵便物により木製梱包材を使用した郵便物又は未加工の針葉樹材を内容とする郵便

物を送付する場合の条件については、送達条件(通常)の 8.「その他の特別な条件」の(2)を参照。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.8メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23 2通及び見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice)1通
(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....中国語又は英語
6. 配達日.....月曜～日曜(祝日の配達も行う。ただし、税付となった場合は土日及び祝日を除く。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、税付となった場合は税関窓口での交付となる場合がある)。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

硬貨、銀行券、紙幣など...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券及び旅行小切手、偽造通貨及び偽造流通証券

貴重品...加工したまたは加工していない白金、金、銀、宝石またはその他貴重品(ただし、保険付書状で送付する少額の真珠を除く。)

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

兵器等...すべての種類の兵器、弾薬、及び爆薬

毒物、麻酔剤...すべての種類の猛毒。アヘン、モルヒネ、ヘロイン、マリファナ、他の中毒を誘発する薬及び幻覚を起こさせる物質。

2.1.1.2 条件付許容物品

ラジオ送受信機等...ラジオ送信機受信機と通信の秘密を確実にする設備

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

病原菌、害虫等...病原菌、害虫及びその他の有害な生物に感染したり運んだりする恐れのある動物、植物及びそれらの製品

食料、薬...伝染病の被害を受けている地域からの食料、薬及びその他のもの。人や家畜に害を及ぼすあるいは病気を広げる恐れのある食料、薬及びその他のもの。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

希少な動植物...危険にさらされている稀な動物や植物(それらの標本を含む)及びそれらの種子やそれらを再生させる物質

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)及びその一部分は、昭和25年農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとし、かつ、次の条件満たしている場合に限り許される。

- 原産国の検疫官の証明書が添付されていること。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は

農政事務所への事前届出が必要です。)

- 税関告知書 CN23 には、内容品の種類及び名称が記載されていること。
- 内容品の詳細なリストが税関告知書 CN23 に添付されていること。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

硬貨、銀行券、持参人払有価証券...硬貨、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手、偽造通貨及び偽造流通証券

貴重品...加工したまたは加工していない白金、金、銀、宝石またはその他貴重品(ただし、保険付小包で送付する少額の真珠を除く。)

写真、フィルム、印刷物等...中華人民共和国の政治、経済、文化及び道徳に害を及ぼすような原稿、印刷物、陰画紙、写真、レコード、映画フィルム、録音テープ、ビデオテープ、フィルム、コンパクトディスク(ビデオとオーディオ)、コンピューター用記憶媒体

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.6.2 条件付許容物品

たばこ...たばこ

ワイン...ワイン

その他...税関輸入制限の対象となるその他のもの

雑件...個人用の物品について、内容品の価格が各郵便物ごとに人民幣 1,000 元を超える場合には、受取人による税関手続が必要になる。ただし、その内容品が税関検査で個人用の物品と認められた場合であって、分割できない1個のものである場合には、この限りでない。

ねじ...木ねじ、セルフタッピングスクリュー、その他のねじ及びボルト、ばね座金その他の止め座金は、原産地証明書を添付することが望ましい。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

119. ネパール

Nepal (Nepal)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱わない。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵袋の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....52 SDR
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....General Post Office, Sundhara, KATHMANDO
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。
 - (2) 録音物については、公認の盲人協会にあてた場合に限り、点字郵便物として認める。

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2メートル
 - 重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....General Post Office, Sundhara Kathmandu, Nepal
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....7 日
例外の場合.....3 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....6 か月
例外の場合.....12 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域
Kathmandu
Lalitpur
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 (2 枚) 及び商業インボイス(Commercial Invoice) 1 通。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....
6. 配達日.....月曜 ~ 金曜 (祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法

- (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

書留書状...銀行券、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

紙幣等...紙幣及び硬貨

雑件...この他多数の物品の輸入が禁止されているので、差出人は、受取人とあらかじめ連絡をとらなければならない。

合成繊維...合成繊維(75 デニール以下)

カメラ...カメラ

時計...腕時計及び予備の部品

印画紙...印画紙

ベアリング...あらゆる種類のベアリング

植物...ちょうじの木、しょうずく(熱帯アジア産のしょうが科植物)及びシナモン

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

遺骨...遺骨は、差出国の死亡証明書がある場合に限り輸入を許される。

3. 国際スピード郵便物

2.1.1 に掲げる物品

時計及びその部分品、丁子、カルダモン、写真及びリチウム電池は、許されない。

128. パキスタン

Pakistan

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....595 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて交換局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....Karachi あての郵便物については 2か月
その他の地域あての郵便物については 1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
 - (1) 差出人の氏名、記号、印章又は署名が表示されていない粘着テープは封かんのために使用することができない。
 - (2) 郵便物が差し押さえられた場合に行う差出国への通報は行わない。(通終 9 . 1)

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.50 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メ

ートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.50 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

ートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.50 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

ートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....400 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Directorate General Pakistan Post, G-8/4, Islamabad-44080,
Pakistan

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....7 日

例外の場合..... 30 日

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包

普通の場合.....7 日

例外の場合..... 30 日

10. その他の特別な条件

商業物品を包有する小包にはインボイスを添付すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域

都市名 郵便番号

Abbottabad 22010

Attock 43600

Bahawalpur 63100

| | |
|------------------|--|
| Dera Ismail Khan | 29050 |
| Dera Ghazi Khan | 32200 |
| Faisalabad | 38000 |
| Gilgit | 15100 |
| Gujranwala | 52250 |
| Gujrat | 50700 |
| Hyderabad | 71000 |
| Islamabad | 44000 |
| Jhang | 35200 |
| Jhelum | 49600 |
| Karachi | 74000, 74200, 74400, 74600, 74700, 74800, 74900, 75600 |
| Kasur | 55050 |
| Kotri | 76000 |
| Lahore | 54000 |
| Larkana | 77150 |
| Mardan | 23200 |
| Multan | 60000 |
| Muzaffarabad | 13100 |
| Peshwar | 25000 |
| Quetta | 87300 |
| Rahim Yar Khan | 64200 |
| Rawalpindi | 46000 |
| Sahiwal | 57000 |
| Sargodha | 40100 |
| Sialkot | 51310 |
| Sukkur | 65200 |
| Taxila | 47080 |
| Taba Tek Singh | 36050 |
| Wah Cantt | 47040 |

2. 大きさ及び重量の最高限

- (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
- (2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

- (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
- (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN232 通及び見積りインボイス (Proforma invoice) 又は商業インボイス (Commercial invoice) 1通。

(編集註 : 「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするも

ので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。))

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
5. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....International Speed Post

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

雑件...その他の禁止物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

試験の結果に関する文書等...教育に関する文書の原本、GRE (Graduate Record Examination)、TOEFL (Test of English as a Foreign Language)、IELTS (International English Language Testing System) その他の試験の結果に関する文書及び出入国手続きに関する書類は、書留とする場合に限り送ることができる。

雑件...その他の条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

良俗に反する物品等...良俗に反する書籍、印刷物、絵画、その他の物品。名あて国の領土又は主権を侵害するような表示を有する物品又は包装にそのような表示を有する物品

2.1.1.2 条件付許容物品

美術品...収集目的で輸入するものは許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

キニーネ...紅色キニーネ

ヴィールス...黄熱病のヴィールス

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の中央政府の許可を得ている場合に限り許される。

ヴィールス...黄熱病のヴィールス以外のすべてのヴィールス又は病原菌は、名あて国の政府の特別の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

皮、羽毛...家きん以外の鳥の皮及び羽毛(だちょうの羽を除く。)

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

軍需品...武器、弾薬その他の軍需品及びこれらの部分品(名あて国の政府が輸入するものを除く。)

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

銀行券...銀行券の模図を有する票符及びその票符をはり付けた物品。銀行券又は名あて国の政府が発行した公債の模図を有する物品

貴重品...硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他貴重品

日常品...携帯電話、高級ペン、時計、眼鏡、玩具

銅貨...銅貨及び青銅貨(名あて国のものを除く。)

雑件...名あて国の紋章又はこれと類似した紋章を表示した物品で、名あて国の領域外で製造されたもの。郵便切手の模造品。偽造の商標を付けた物品。品質、製造元その他の事項についての偽りの記載を有する物品

2.1.5.2 条件付許容物品

無線電信機...無線電信機は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

商品...個数又は長さの単位で通例販売に付される商品であって、名あて国の領域外で製

造されたものは、製造業者、輸出業者及び名あて国における取扱業者の住所氏名と商品の個数又はヤード法による長さなどが明確に表示されている場合に限り許される。

雑件...名あて国の領域外で製造された商品で、名あて国の製造業者若しくは商人の商標又はこれと酷似した商標をはり付けたものは、商品の製造地が明記されている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ...富くじ及び富くじに関する回状

爆発物等...爆発性、発火性又は危険性のある物質

骨董品...骨董品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

雑件...名あて国以外の国で製造された物品で商標及び票符にパキスタン大統領の肖像画を有するもの

3. 国際スピード郵便物

試験の結果に関する文書等...教育に関する文書の原本、GRE (Graduate Record Examination)、TOEFL (Test of English as a Foreign Language)、IELTS (International English Language Testing System) その他の試験の結果に関する文書及び出入国手続きに関する書類を送付することができる。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

128.2 パラオ

Palaos (Palau)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又はスペイン語
 - (6) 注意.....商品を包有する郵便物に貼付された緑色の票符 CN 22 に内容品の価格が正確に記載されていない場合は、税関告知書 CN23 又は送り状を封入する必要がある。
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....United State Postal Service, International Claims and Inquiries Office, Post Office Box 7837 SAN FRANCISCO, CA94120-7837
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 書留とする特別郵袋印刷物は、取り扱わない。
8. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない。(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....
9. その他の特別な条件
 - (1) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 航空小包
大きさ.....長さ 1.05メートル、長さ以外の方角に計った最大の横周との合計 2メートル

重量.....20 キログラム

(2) 船便小包

大きさ.....長さ1.05メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル

重量.....20 キログラム

(3) SAL 小包

大きさ.....長さ1.05メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....3,708SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....United State Postal Service, International Claims and Inquiries
Office, P.O. BOX 7837, SANFRANCISCO, CA 94120-7837 UNITED
STATES OF AMERICA

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....1 か月

例外の場合.....2 か月

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....1 か月

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...侮辱的又は脅迫的な内容を有する記載を外部に有する郵便物

2.1.1.2 条件付許容物品

放射性物質...放射性物質及びこれを含有する物品は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 包装の表面の放射線量率が、ガンマ線については、24時間に10ミリレントゲン以下であること。
- いかなる場合にも、アルファ線、ベータ線又は中性子線を包装の表面に放出しないこと。
- 液状のものについては、適当な材質の密閉した容器に入れ、かつ、吸収剤をこの容器のまわりにつめること。
- 包有される放射性物質の量が、郵便物1個につき、ラジウム又はポロニウムの場合は0.1ミリキュリー、ストロンチウム 89、ストロンチウム 90 又はバリウム 140 の場合は、原子の分解速度が1秒に500万個以下の量、その他の放射性物質の場合は原子の分解速度が1秒に5,000万個以下の量を超えないこと。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

酒精飲料...酒精飲料

避妊用品等...避妊用又は違法な墮胎用の物品。避妊又は違法な墮胎に関する文書。

雑件...腐敗しやすい魚、果実及び野菜。悪臭を発する物質。名あて国の1938年6月25日付の「食品、医薬品及び化粧品に関する法律」に違反する物品

2.1.2.2 条件付許容物品

病原体...病原体である生きた微生物は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 適当な材質の容器に入れ、かつ、このまわりを吸収剤でつつむこと。
- さらに、厚いガラス製の外容器に入れ、かつ、このまわりに再び吸収剤をつめること。
- 最後に密閉した金属製の箱に入れること。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

肉...牛ペスト又はアフト熱の流行している地域から発送された生肉及び冷凍肉。燻くん製又は乾燥肉(2.1.3.2に掲げるものを除く。)

動物製品...牛疫若しくはアフト熱が流行している地域又は豚コレラ、水疱疹若しくはアフリカ豚コレラで汚染されている地域から発送された反すう動物又は豚の乳、クリーム、その他の分泌物及び臓器(名あて国の関係当局 (Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, U. S. Department of Agriculture) の許可を得て薬物学上又は生物学上の目的で発送するものを除く。)。ニューカッスル病が流行している地域から発送された家きんの肉及び製品(卵を含む。)

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

包装用物質...わら、草又はこれに類する物質は、小包の包装用(詰め物等)に使用することができない。ただし、ソバ殻及び木炭は、土を落とし、かつ、以前に生の植物と共に使用されたことがない場合に限り、その使用を認められる。

2.1.3.2 条件付許容物品

昆虫等...死んだ昆虫及び爬虫動物は、完全に乾燥させ、防腐、防虫等の措置を施して包装してある場合に限り許される。

みつばち...成長した生きたみつばちは、実験用として、名あて国の農務省農業研究センター (Bee Disease Laboratory, Agricultural Research Center, U. S. Department of Agriculture, Beltsville, Maryland 20705) にあてる場合に限り許される。

肉...牛疫又はアフト熱の流行している地域から発送された肉で塩づけにされ、かつ、完全に乾燥させたものは、名あて国の要求する事項が記載された差出国の公式の処理済証明書が添付されている場合に限り許される。豚コレラ、水疱疹及びアフリカ豚コレラの流行している地方から発送された豚の肉で塩づけにされ、かつ、乾燥させたものは、さらに処理を受けるため名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture)の認める施設にあてられる場合に限り許される。牛、豚、羊又は家きんの肉及びその製品は、冷凍せずとも保存できるように完全に加熱処理を行い、密閉した容器に入れた場合に限り輸入を許される。

動物の部分...牛疫若しくはアフト熱の流行している地方又は豚ペスト若しくは豚コレラの流行している地方から発送された反すう動物又は豚の食用に適さない皮、毛、骨、器官又はその他の部分は、名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture)が認める方法で処理される場合に限り許される。

動物の腸...動物の腸は、名あて国の関係当局(Permit Office, U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Federal Building, Hyattsville, MD 20782)の許可を得ている場合に限り許される。

土...土の見本は、名あて国の農務省植物検疫課が発行する付せんを有している場合に限り許される。

血清、ワクチン...家畜用の血清、ワクチン及びこれらと類似の物品並びに家畜の病気を伝ばさせるおそれのある物品は、名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Washington D.C. 20250)の許可を得ている場合に限り許される。

鳥の羽毛、皮...すべての鳥類の皮の付いた羽毛の輸入は禁止される。ただし、次に掲げるものを除く。

- 洗淨した皮付きでない羽毛
- 科学上又は教育上の目的で輸入するもの
- 釣用の毛鉤
- 釣用の毛鉤又は婦人帽子類の製造のために輸入されるある種の鳥の羽毛若しくは皮で名あて国の内務長官 (Secretary of the Interior) の許可を得ているもの又はニューカッスル病が流行している国から発送された鳥類の皮付きの羽毛は、追加の処理を受けるため、名あて国の農務省の認めた施設にあてる場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属製の雷管及び薬きょう並びにマッチ(不爆発性の大砲用信管原料は、許される。)

2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...ピストルその他身体に隠すことのできる武器(銃身の長さが45.72センチメートル以下の散弾銃、銃身の長さが40.64センチメートル以下のライフル銃、銃身の長さが66.04センチメートル以下又は身体に隠すことができるように改造された散弾銃又はライフル銃)は、公の使用に供され、かつ、名あて国の軍隊、司法機関又は犯罪捜査機関の職員、国有財産の監視人、郵政職員、銃砲製造者、銃砲商にあてる場合に限り許される。銃砲を包有する郵便物の外装には、大文字で「FIREARM」(「銃砲」の意)の表示を行うほか、例えば「For Army Officer」のような記載により受取人の資格を表示しなければならない。また、郵便物には、受取人が正当な資格者であることの証明と、名あて国の関係当局が発行した関係銃砲の用途についての証明書を添付しなければならない。ただし、1898年以前に製造された銃砲で骨とう品又は美術品として発送されるものを除く。

飛び出しナイフ...飛び出しナイフは、名あて国の関係当局の許可を得ている者にあてる場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ等...富くじに関する物品。詐欺的な商品販売に関係のある文書。

雑件...名あて国の特許権法又は著作権法に違反する物品。郵便切手、貨幣その他の有価証券の模造品(郵便切手又は収入印紙を黒色インクで印刷したものを除く。)。全部又は一部囚人によって製作された物品

毛皮、皮革...旧ソヴィエト連邦又は中国大陸産の毛皮及び皮革

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

金...金貨、金及び金製品は、その価格が100米ドルを超えず、かつ、名あて国の財務省造幣局(Bureau of the mint, United States Treasury Department)の許可を得ている場合に限り許される。

18. バングラデシュ

Bangladesh

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(保険付書状を除く。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....30 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う(航空便に限る。)
保険金額の最高限.....200 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....名あて交換局
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....14 日
例外の場合.....30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....14 日
例外の場合.....30 日

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・・・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 長さ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った横周との合計 3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～日曜(祝日の配達も行う。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。

- (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

武器等...武器、弾薬及びこれらの部分品(製造機械を含む。)、その他の軍需品(名あて国の公報により告示されるもの。)

綿花、亜麻...アメリカ合衆国産の綿花、航空路により郵送される亜麻、アレキサンドリアつめくさ及び綿花の種子

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

保険付書状...関税を課される物品を包有する保険付書状

偽造貨幣等...銀行券又は紙幣の模写を有する票符及びそのような票符を付した物品。銀行券若しくは紙幣又は名あて国の政府が発行した手形若しくは公債の模写を有する木綿、絹及びその他の織物。偽造された硬貨、名あて国の硬貨に酷似しているもの又は名あて国の関係法律 (Native Coinage Act) に基づいて鑄造されたものと誤認されやすいもので、定められた重量と純度の要件を満たさないもの。名あて国の刑法に規定している硬貨の刻印を施した鑄型又は硬貨の刻印を模倣した鑄型。形や大きさが次の硬貨に類似したもので表面又は裏面にそれらの刻印を模倣した金属又は金属片 旧英貨(1ポンド及び2分の1ポンド)及び名あて国通貨(1タカ、2分の1タカ、4分の1タカ)。

キニーネ...紅色キニーネ

無線通信機...無線通信機

パスポート等...パスポート及び信用状は、保険付郵便物とするものに限り許される。

良俗に反する書籍等...良俗に反する書籍、冊子、新聞、図案、絵画、複写物その他良俗に反する物品

ウイルス等...黄熱病のウイルス。その他のウイルス又は病原体は、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

模造郵便切手...名あて国の刑法に規定している模造した郵便切手

ガ ス 銃 等...ガスを発射するための装置(拳銃、手榴弾、弾薬筒等)。ただし、名あて国の政府が、又は名あて国の政府のために輸入するものを除く。

偽造の物品...名あて国の刑法に規定している偽造の商標又は名あて国の商標に関する

法 (Merchan-dise Marks Act) に規定している不正の商業上の記載を有する物品。英国又はバングラデシュの領域外で製造された商品で、英国又はバングラデシュの製造業者、貿易業者、商人の名称若しくは商標のように見せた名称又は商標を有するもの(商品が英国又はバングラデシュの領域外で製造された旨の明らかな表示が、商品の名称又は商標に添えられている場合及びその商品の製造地の所在する国が、商品の名称、商標の文字と同様の大きさ及び明らかなさで、かつ同言語で明記されている場合を除く。)

商品...通例、長さ又は個数によって販売に付される商品

- 各商品についてヤード法による長さが英数詞により明確に表示されていないもので、名あて国の領域外で製造されたもの
- 名あて国の工場法 (Factories Act) で規定する工場とみなされる名あて国の領域外の工場で製造されたもの

とび豆...とび豆

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

雑件...家きん以外の鳥の皮及び羽毛(だちょうの羽を除く。)。名あて国の関係法律(Press Emergency Powers Act) に規定している語、記号又は絵若しくは写真等を有する書類。関係機関によって適宜告示される海上関税法 (Sea Customs Act) に基づく禁制品。名あて国の領土保全又は主権を侵害するような表示を有する物品又は包装にそのような表示を有する物品

関税の支払を免れることを目的として発送される大量の見本名あて国の領域外で製造された商品で、商標又は票符として Bangobandhu 又は名あて国の大統領の肖像を有しているもの。

1.1.2 条件付許容物品

大麻等...大麻(インド大麻の葉、花、実、樹脂及びそれらを原料としたものを含む。)は、名あて国の中央政府のために又はその許可を得て輸入するものに限り許される。

武器等...名あて国のために送付される武器、軍需品又は弾薬に含まれるもののうち爆発物以外のものに限り許される。

植物...植物又はその部分は、通常郵便物による場合は、事前に名あて国の関係当局の局長 (Director of Plant Protection) の輸入許可証がある場合に限り許される。

無線通信機...送受信装置は、その輸入について名あて国の郵電局長の許可を受けている者が輸入するものに限り許される。

受信機の場合、名あて国の税関当局は、装置の輸入申請書の提出を免除することがある。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...良俗に反する書籍、冊子、新聞、図案、絵画、複写物その他良俗に反する物品

名あて国の領土の保全又は主権を侵害するような表示を有する物品又は包装にそのような表示を有する物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

1.1.1 参照

2.1.2.2 条件付許容物品

1.1.2 参照

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

ゴム、パラゴム...米国又は西インド諸島原産のゴム及びパラゴムの木の苗及び種子、とび豆

コーヒー...コーヒーの木の苗及び種子

雑件...その他の物品(1.1.1 参照)

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...生きた昆虫が寄生している植物で航空路によるものは、その昆虫を紹介する目的で輸入することを証明する名あて国の関係当局の局長 (Director of Plant Protection) の特別な許可証が添付されている場合に限り許される。

船便による植物(食用に供する果物、野菜及びじゃがいもを除く。)は、くん蒸消毒したものに限り許される(ただし、この消毒は、寄生虫によって冒された植物で、寄生昆虫を紹介する目的で輸入することを証明する名あて国の関係当局の局長 (Director of Plant Protection) の特別な許可証が添付されている場合は不要である。)。船便による植物(食用に供する果物、野菜及びじゃがいもを除く。)は、害虫及び病気に冒されていないことを証明する所定の公の証明書が添付されている場合に限り許される。

船便によるじゃがいもは、次の証明書が添付されている場合に限り許される。

- じゃがいもの生育地を明らかにし、“いぼ状突起病 (Warty disease)" がじゃがいもの生育地(農場)で発生しなかったことを保証する差出人の証明書
 - じゃがいもの生育地の半径5マイル以内で、いかなるじゃがいもの“いぼ状突起病”も、証明書の発行の日からさかのぼり1年以内に発生しなかったことを証明する公の証明書
- 船便によるインドゴムの木は、上記で要求されている一般の証明書のほかに、その産出地又はその植物が次の病気 - *Fomes semitostus*, *Sphaerostible repens*, *Fucielandium marcosporum* 及び *Oidium neveos* に冒されていないことを証明する公の証明書が添付されている場合に限り許される。

レモンの木、オレンジの木、グレープフルーツの木及びそれらのさし枝は、上記の一般の証明書のほかに、立枯れ病 (*Deuterophoma tracheiphila*) に冒されていないこと又は

その病気が生育地で発生しなかったことを証明した公の証明書が添付されている場合に限り許される。

さとうきび(フィジー、ニューギニア及びフィリピン産のものを除く。)は、上記の一般の証明書のほかに、検査されかつ次の害虫又は病気 - cane borers, scale insects, aleurodes, root 病(各種)、pineapple 病 (Thielavlopsi Paradox)、sereh, cane carginmosis 及び Mosaic 病 - に冒されていないこと及びさとうきびの Fiji 病が輸出国内で発生していないことを証明した公の証明書が添付されている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

1.1.1 参照

2.1.5 専売上の理由によるもの

1.1 参照

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

爆発物等...爆発性、発火性又は危険性のある物品

保険付小包...関税を課される物品を包有する保険付小包

雑件...その他の物品(1.1.1 参照)

3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

166. 東ティモール

Timor oriental (East Timor)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ポルトガル語又はフランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....10 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....10 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....ポルトガル語、フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....交換局
7. 小包の配達方法.....
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1か月
例外の場合.....2か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....4か月

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する書籍、印刷物、映画フィルム、絵画、写真その他の物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生庁の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...病気を伝ばさせるおそれのある植物

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

武器...武器は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

模造郵便切手...郵便切手と誤認されやすい物品

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池

135. フィリピン

Philippines

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Office of the Postmaster General, Philippine Postal Corporation,
1000 MANILA, PHILIPPINES
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. その他の特別な条件
差出人の氏名、記号、印章又は署名が表示されていない粘着テープは、封かんのために使用することができない。
8. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱わない。

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....International Affairs Department, Office of the Assistant Postmaster General for Operations, 3/F Mezzanine Post Office Bldg., Liwasang Bonifacio, 1000 Manila, Philippines

7. 小包の配達方法..... 窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....30 日

例外の場合.....30 日

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包

普通の場合.....30 日

例外の場合.....30 日

10. その他の特別な条件

(1) 商品を包有する小包は、次に掲げる例外を除き、受取人がフィリピン中央銀行 (Central Bank of the Philippines) 又は名あて国の権限のある機関から配達許可書 (Release Certificate) の交付を受けている場合に限り許される。

- 受取人がすでに名あて国以外の国で使用した 5,000 フィリピン・ペソ以下の価格の物品で、受取人の個人的な使用に供されるために発送された物品
- 100 フィリピン・ペソ以下の価格の贈物
- 名あて国へ帰国する名あて国人が輸入する商品 (名あて国において販売の用に供されるものを除く。) で、その価格が 1,000 フィリピン・ペソを超えないもの。
- 名あて国の 1953 年 1 月 17 日付大統領令第 558 号の規定する条件に従って発送されるししゅう用品
- 「M. S. A.」郵便物
- 名あて国に駐在する外交使節又は名あて国において外交特権を有する国際機関の職員若しくは名あて国以外の国の官吏の個人的持物

- 名あて国において開催される展覧会又は博覧会に出品される物品でその価格が 100 フィリピン・ペソ以下のもの。
- 名あて国に居住するアメリカ人にあてて発送される物品
- 航空機又は船舶の乗組員の個人的な持物で、その価格が 100 フィリピン・ペソ以下のもの。
- 慈善団体又は宗教団体にあてる物品
- 名あて国において営業している名あて国以外の国の商社用の式紙及び用紙
- 名あて国の政府が規定する条件に従って発送される「No - Dollar」商品(ドルによる支払の必要がない商品)

(2) 同国における小包の通関後の取戻請求には応じられない。(条終 1.7)

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域

全地域 (Palawan 島のうち Busuanga、Coron、Culion、El Nido 及び Linapacan、並びに Occidental Mindoro 地方のうち Looc 及び Tilik を除く。)

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル

(2) 重量.....20 キログラム

3. 必要な記載

(1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22

(2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23。さらにインボイス 1通。

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚

5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達を行わない。)

6. 配達方法

(1) あて所への配達.....行う(8.(1)に掲げる地域にあてるものに限る。ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。

(2) 私書箱への配達.....行わない。

(3) 窓口での交付.....行う。

7. 国際スピード郵便の名称.....International Express Mail Service

8. その他の特別な条件

(1) 次の地域にあてた EMS 郵便物は、あて所に配達される。

| 地域 | 郵便番号 |
|-------------|------|
| Bacoor | 4102 |
| Biñan | 4024 |
| Cavite City | 4100 |

| | |
|------------------------|---|
| Calookan City | 1400 1413, 1420, 1428 |
| Dasmariñas | 4114, 4115 |
| Imus | 4103 |
| Las Pinas City | 1740 1752 |
| Kawit | 4104 |
| Makati City | 0700- 0732, 0740, 0750, 0760, 0770, 0780, 0790, 1200 1235 |
| Malabon City | 1409, 1470 1480 |
| Mandaluyong City | 1550 1556 |
| Manila City | 0900 0928, 0930, 0940, 0970, 0980, 0950, 0960, 1000 1018 |
| Marikina City | 1800 18211, 1820 |
| Muntinlupa City | 1770 1777, 1780 1781, 1799 |
| Navotas | 1409, 1411 1413, 1485, 1489 1490 |
| Noveleta | 4105 |
| Paranaque City | 1700 1720 |
| Pasay City | 1300 1309 |
| Pasig City | 1600 1612 |
| Pateros | 1620 1621 |
| Quezon City | 0800 - 0802, 0810, 0820, 0830, 0840, 0850, 0860, 0870, 0880, 1100 1128 |
| Rosario | 4106 |
| San Juan City | 0400 0401, 0410, 0420, 1500, 1502 1504, 1530 1536 |
| Sta. Rosa (Santa Rosa) | 4026 |
| Taguig City | 1630 1634, 1636 1639 |
| Valenzuela City | 0550, 0560, 1440 1448, 1469 |

(2) (1)の地域以外の地域にあてたEMS郵便物は、あて所への配達は行われず、受取人の住所の配達を受け持つ郵便局の窓口において受取人に交付される。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は

加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

反国家的文書...原稿及び印刷物で、扇動的な思想を内容とするもの、名あて国の政府に対する不信、反乱若しくは暴動を助長するもの、名あて国の法律に対する違反を扇動するもの又は名あて国の国民に対する脅迫を内容とするもの

富くじ等...虚偽又は不正な方法で金品を入手することを目的とした富くじ又はその他の企画に関する情報を内容とする文書及び印刷物

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する印刷物、写真、版画、石版画その他の物品

爆発性の物質...爆発性の物質(爆発を引き起こしやすいすべての化合物、混合物及び装置並びに花火)及び爆発を目的として特別に製造された物質

発火性の液体...発火性の液体で、閉鎖容器中の発火点が22.3 以下又は非閉鎖容器中の発火点が26.7 以下のもの(アルコール、エーテル、精油等)

発火性の固体...発火性の固体で、爆発性の物質としては分類されていないが、摩擦、湿気の吸収又は自然発生的な化学変化により発火する物質を内容とするもの(カルシウム塩化物、マッチ、メタリックカリウム等)

腐食性の液体...有機体と接触すると化学反応を起こし当該有機体に重大な被害を及ぼし、又は容器からこぼれた場合化学反応により他の郵便物等を損傷するような酸、苛性の液体、アルカリその他腐食性の液体(臭化ブロムカリ溶液、苛性カリウム、塩化カルシウム、硫酸等)

圧縮ガス...発火性であるか発火性でないかにかかわらず、液化した又は溶解したすべての有毒な圧縮ガス(アセチレンガス、炭酸ガス、塩素、ふっ素等)

酸化物質...酸化物質で、他の物品を燃焼させる遊離酸素を容易に発するもの(重クロム酸塩、塩素酸塩、硝酸塩等)

有毒物質...有毒なガス若しくは蒸気を発する液体又は固体の有毒物質及び人体に付着したり人間が呼吸した場合に危険な物質

放射性物質...イオン化した光線を発するすべての放射性物質及びそれらの混合物(ラジウム、ウラニウム、アイソトープ等)

火器、武器...すべての種類の火器及び武器並びにそれらの部品

酒精飲料...蒸留酒、ぶどう酒、ビールその他すべての種類の酒精飲料

動物...生きた動物、鳥類、は虫類及び魚類

麻薬...あへん、あへんげし、コカイン及び常用癖を引き起こすその他の麻薬並びにこれら

を調査したもの

貨幣、銀行券...偽造若しくは変造し又は損傷した硬貨、偽造した国債、銀行券その他の債券、有価証券及び換金可能な証書並びに持参人払いでない有価証券

著作権...名あて国の政府が保証する著作権を侵害する出版物

と博用品...ルーレット盤及びその付属品、と博用品、不正なしかけのあるさいころ及びトランプ並びにと博に使用され又はと博において金銭、たばこその他の物品の分配に使用される機械及び装置

貴金属...全部若しくは一部が金、銀その他の貴金属又はこれらの合金で作られている物品で、純分認証極印が当該貴金属等の品質を正しく表示していないもの

2.1.1.2 条件付許容物品

蚕...蚕及び蚕種は、名あて国の科学技術協会 (Institute of Science and Technology) にあててる場合に限り許される。

セルロイド、フィルム...写真用フィルム、映画用フィルムその他の安全なフィルムでセルロースアセテートで作られているものは、「安全な品質」又は「安全なフィルム」の表示がある場合に限り許される。セルロースニトレイトで作られたフィルムは、輸入が許されない。

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、名あて国の政府により輸入される場合に限り許される。

書籍、出版物...経済、技術、職業、科学、哲学、歴史又は文化に関する書籍及び出版物は、名あて国の文化省 (Ministry of Education and Culture) の許可を得ている場合に限り許される。

糊、軟膏等...容易に液化しない糊、軟膏その他の物品は、防水性の容器に納入し、当該容器を十分な緩衝材が詰められ、かつ、安全に包装された丈夫な厚紙又は木製の箱に入れている場合に限り許される。

刃物...刃物及び鋭利な物品は、他の物品を傷つけないように包装されている場合に限り許される。鋭利な物品の場合には、その鋭利な部分を鞘におさめなければならない。

粉...インクの粉、こしょう、かぎたばこ、これらの類似物品で爆発性でないもの及び有毒でない粉末状の乾燥物質は、内容品が漏れることのないように金属、プラスチック又は木製の容器に納入されている場合に限り許される。

不燃性液体、ゲル...不燃性液体、ゲルは次の条件を満たしている場合に限り許される。

- できる限り製造業者の原包装のまま送付すること。再包装は、認められた研究所又は製造業者が行うこと
- 郵便として運送できる量を守ること
- 税関告知書 CN22 又は CN23 に、製品の名前、量、包装の種類を明記すること

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

食料品、医薬品...粗悪な又は偽の商標を付けた食料品及び医薬品

避妊用品等...避妊若しくは墮胎のための又は不道徳な使用を目的とした物品、器具、薬品及び物質

麻薬等...あへん、コカインその他の派生物及びこれらを調合したものと並びにこれらを使用するための器具

肉類...牛肉、牛肉のくず肉、牛、羊、及び山羊から作られた動物用のえさ、牛の胎芽

2.1.2.2 条件付許容物品

避妊用物品等...2.1.2.1 の避妊用物品等及び麻薬等は、名あて国の政府又は正当に承認された機関が輸入する場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

生きた動物...生きたほ乳動物、鳥類、は虫類及び魚類(みつばち、ひる及び蚕を除く。)

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとし、かつ、樹木、若枝、植物、こけ、球根、塊茎及び種子については、名あて国の政府又は正当に承認された機関が輸入する場合に限り許される。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

武器...ダイナマイト、火薬その他の爆発物並びに火器、武器及びそれらの部分品は、名あて国の政府又は正当に承認された機関が輸入する場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

24. ブータン

Bhoutan (Bhutan)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....否(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
3. 速達.....取り扱わない。
4. 保険付書状.....取り扱わない。
5. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Bhutan Post, General office, Chief Post master, THIMPHU
6. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
7. 名あて国における保管期間.....1か月
8. その他の特別な条件
放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

ートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Thimphu GPO, Chief Postmaster, THIMPHU GPO, BHUTAN
7. 小包の配達方法..... 窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....7 日
例外の場合.....1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域

| | | | |
|--------------|-----------|-----------------|----------|
| Bumthang | Chukha | Dala | Deothang |
| Dorokha | Gedu | Gelephu | Gomtu |
| Gyelposing | Haa | Kanglung | Khaling |
| Khasadrapchu | Lhuentshi | Mongar | Paro |
| Putlibhir | Rangjung | Samdrupjongkhar | Samtse |
| Sarpang | Thimphu | Trashigang | Trongsa |
| Tshimalakha | Tsirang | Wamrong | Wangdi |
| Zhemgang | | | |

2. 大きさ及び重量の最高限

- (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
- (2) 重量.....20 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

- (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
- (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚

5. 配達日.....月曜～日曜(祝日の配達も行う。)

6. 配達方法

- (1) あて所への配達.....行う。

- (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁 制 品 各国共通の条件を参照

輸入を禁止される物品

書留書状...硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

書類等...小包郵便物は、現実的かつ対人的な通信の性質を有する書状、書類及び小包の受取人又はその同居人以外のあて名を有する通常郵便物を包有することができない。ただし、開封とした送り状を包有することは許される。

爆発物等...爆発性又は発火性その他危険性がある物品(装薬した金属性の雷管、実包及びマッチを含む。)

生きた動物...生きた動物(取扱者がすべての危害を避けられるように、かつ、内容を確認することができるように作製した箱に入れたみつばちを除く。)

良俗に反する物品...わいせつ又は不道德な物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

リチウム電池

雑件...その性質上又はその包装のため取扱者に危害を及ぼし、又は他の小包を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品。その送達又は流布が法律又は税関若しくは他の規則によって禁止されている物品

28. ブルネイ

Brunei

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。(禁制品の欄を参照。)
6. 名あて国における保管期間.....1 か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
商品の場合はインボイス2通を添付しなければならない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

ートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....130 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Inquiry Unit, Mail Processing Centre, Old Airport Road, Berakas
BB3510, Brunei Darussalam
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....14 日
例外の場合.....30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
普通の場合.....14 日
例外の場合.....30 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 商品を内容品とする小包の場合は、インボイス 2 通を挿入し、更に、小包の表面に「Invoice enclosed」(「インボイス在中」の意)の記載を付さなければならない。
なお、これらの小包が同一差出人から同一受取人にあてて同時に 2 個以上差し出される場合には、小包には第 1 番号から順次番号を付し、インボイスは、第 1 番の番号を付した小包に挿入し、かつ、他の小包には、「Invoice enclosed in parcel No.1」(「第 1 番の小包にインボイス在中」の意)の記載を付さなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....Bandar Seri Begawan, Kuala Belait, Muara, Seria, Tutong
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 及びインボイス 2 通

- (3) 受取人の住所欄に、できる限り受取人の電話番号を記載すること。
- 4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2枚
- 5. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
- 6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
- 7. 国際スピード郵便の名称.....Speedpost

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、額面価格 100 ドルを超える銀行券及び紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

富くじ...富くじに関する文書

アルコール...アルコール

フィルム等...発火性のある映画フィルム及びセルロイド

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

紙幣及び銀行券.....額面価格が 100 ドル以下の場合に限る。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送さ

れ、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。
紙幣及び銀行券……額面価格が 100 ドル以下の場合に限る。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱う。

速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包

5. 保険付小包.....取り扱わない。

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Bureau de poste de HANOI 又は、場合により、 Bureau de poste de HO CHI MINH-Ville

7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....45 日

例外の場合.....2 か月

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....45 日

10. その他の特別な条件

(1) 小包及びその関係書類のあて名に「ベトナム社会主義共和国」(REPUBLIQUE SOCIALISTE DU VIET NAM 又は SOCIALIST REPUBLIC OF VIET-NAM) 又は「ベトナム」(VIET NAM) 以外の国名を有するものは返送される。

(2) 郵便物が差し押さえられた場合に行う差出国への通報は、税関当局から得られる情報又は同国の法令の範囲内に限る。(小終 5.1)

(3) 税関告知書 CN22 又は CN23 には、包有品ごとの価格を明確に記載しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域...全地域

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

- (2) 重量.....30 キログラム
- 3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 1通。さらにインボイス1通。
- 4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
- 5. 配達日.....月曜～日曜(祝日の配達は行わない。会社あての場合は月曜～金曜)
- 6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
- 7. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

秘密インキ暗号等...秘密インキ。暗号、記号、符号等による秘密通信、速記した書類

反乱を扇動するフィルム、セルロイド、文書...公序良俗に反し、又は名あて国の公安上影響を及ぼし若しくは政治的、文化的及び経済的な損害をもたらすおそれのある書類、印刷物、書籍、冊子、新聞、雑誌、ポスター、デッサン、カード、写真、絵画、原稿、フィルム、写真乾板、映写版、セルロイド及びすべての種類の被写物

武器、弾薬、爆発物...すべての種類の武器、弾薬、軍需品又はそれらの附属品。

爆発性、発火性又は危険性がある物質。放射性物質

2.1.1.2 条件付許容物品

猟銃...猟銃及び薬きょうは名あて国の関係当局 (Ministere de la securite) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬、有毒物...あへん、モルヒネ、コカイン及びその他の麻薬、その他の神経系統の刺激剤、有毒な麻酔剤、毒物、人命及び動物に危険をもたらすことのある強度の化学物質

微生物、ビールス...微生物、ビールス、病原体、公衆衛生上有害な物質、病原菌を含有し又は有しているおそれのある物質若しくは物品(ただし、科学上の目的で医学研究所の間で交換される微生物を除く。)

骨等...骨、人体及び動物の組織、嫌悪感又は恐怖感を与える悪臭を発する物品。悪臭があり、公衆衛生上有害な物品

危険な医薬品...人命及び動物に危険をもたらすことのある医薬品、薬剤及び薬用調合物
伝染病に汚染された物品...伝染病に汚染され、又は流行病に冒され、伝染病の保菌者のいる国から輸入されるすべての物品

中古の物品...中古の衣類 (贈物を除く)、毛布、蚊帳、靴、サンダル、電気製品、冷蔵庫、家電機器、医療器具、家具、室内装飾品その他の日用品

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬、微生物...あへん、モルヒネ、コカイン及びその他の麻薬並びに微生物は、医学上又は科学上の目的のために、医学研究所、科学研究所の間で交換され、かつ、名あて国の関係当局 (Ministere de la sante) の許可がある場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

生きた動物...生きた動物

卵...鶏、あひる、魚及びかにの卵

野菜...たまねぎ、乾燥したにんにく、生の又は乾燥した野菜(たけのこ及びすべての種類のきのこを含む。)(これ以外は、2.1.3.2 『植物』を参照)

種子...すいかの種子、はしばみの実(これ以外は、2.1.3.2 『植物』を参照)

塩漬け物...塩漬けの魚、小えび及び水せい虫

いもの木...いもの木、塊茎、ごま、落花生、トマト、ピーマン、あんずの塩漬け、オレンジ、レモン(これ以外は、2.1.3.2 『植物』を参照)

はちみつ等...酢、砂糖きびの糖みつ、砂糖水、はちみつ

きんま、びんろうじゅ等...きんま、きんまの樹皮、生の又は乾燥したびんろうじゅの実、すべての種類の肉桂の皮、動植物から作られる伝来の医薬品、アニス、ひ麻等油を含んだ種子(これ以外は、2.1.3.2 『植物』を参照)

植物等...わら、牧草、染色用の塊茎、製紙用の物品、樹脂木、すべての種類のほうき、ラタニアの葉、竹、つる植物、藤、乳液、生のうるし、もみの樹脂、松やに、みつろう、植物の葉、樹皮、染色用穀類、樹木の綿、動植物製の医薬品、植物の繊維、植物繊維製のハンモ

ック、綿、綿製のカバー、まき、木炭(これ以外は、2.1.3.2『植物』を参照)

たばこ...紙巻たばこ、葉巻き

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和 25 年農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとし、かつ、寄生物による病気を有するおそれのある各種の植物及び各種の植物製品は関係当局(Comite d'Etat de l'agriculture)の許可がある場合に限り許される。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

雑件...次に掲げる物品は、それぞれその右に掲げる数量を超えてはならない。

茶..... 500 グラム

もみ茶.....1000 グラム

すべての種類のいんげん.....1000 グラム

乾燥いも.....1000 グラム

落花生.....1000 グラム

濃縮脂肪.....1000 グラム

乾燥肉.....1000 グラム

塩漬けの肉.....1000 グラム

干し魚.....1000 グラム

干しいか.....1000 グラム

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

銀行券製造用の装置等...銀行券及びすべての種類の硬貨の密造用の装置、母型及びその他の道具。硬貨の製造、銀行券の複製品を作る際使用されるすべての種類の器具

無線機...無線通信機及びすべての種類の無線機の付属品

郵便切手...未使用の郵便切手

かん詰...かん詰

酒精飲料...酒精飲料

携帯電話...携帯電話

化粧品...化粧品。ただし、口腔ケア用品(入れ歯定着用のペースト及び粉を含む。)、ひげそり時若しくはひげそりの前後に使用する化粧品類、入浴剤、脱毛剤、制汗剤及び芳香を付けた若しくは付けていない身体用又は室内用の防臭剤であって、郵送禁止品に該当しないものを除く。

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満

たすりチウム電池を除く。)

2.1.6.2 条件付許容物品

郵便切手...郵便切手は、書籍及び新聞の輸出入機関又はその他の権限ある機関にあてて発送される場合に限り許される。

各種の商品...商業上の目的により発送されるすべての種類の商品価値を有する物品は、名あて国の関係当局 (Ministere du commerce exterieur) の許可がある場合に限り許される。

文化的な物品...絵画、書籍、新聞、映画フィルム、写真フィルム、レコード、劇場の舞台用の物品、文学作品、芸術作品、美術品、彫刻及びすべての種類の子供のがん具は、名あて国の関係当局 (Ministere de la culture) の許可がある場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

37. 中国
Chine (China)

37.1 香港

Hong-Kong (Hong Kong)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語又は中国語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて地における保管期間.....14 日(留置郵便物については、2か月)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件

放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。ただし、少量であって、適切な包装を行い、包装の表面の放射線量率が24時間毎に10ミリレントゲンを超えて検出されないものに限る。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メ

メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又は中国語

4. 速達.....取り扱う。

速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包(島しょについては到着通知書)

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....4,000 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。

7. 小包の配達方法.....配達人による配達(島しょを除く)及び窓口交付(配達ができなかった場合、保険付小包の場合、課税された場合、小包が損傷をしていた場合)

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。

9. 名あて地における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....28日

例外の場合.....

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....2か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

(2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

(1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載

(2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 及び見積りインボイス(Proforma invoice) 又は商業インボイス(Commercial invoice) 1通

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするも

ので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。))

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語又は中国語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
8. 国際スピード郵便の名称.....Speedpost

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.2 条件付許容物品

毒物...毒物は、名あて地の規則(Pharmacy and Poisons Ordinance 1937)で規定された資格を有する者にあてて、書留書状で発送される場合に限り許される。

貴重品...金、銀、白金、宝石、珠玉その他の貴重品は、書留書状又は保険付書状とした場合に限り許される。また価格が 2,500 香港ドルを超える物品は、保険付書状又は保険付小包としなければ許されない。

雑件.....その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

反乱をせん動する物品、爆発物、マッチ...名あて地の規則 (Sedition Ordinance 1938) に掲げる反乱をせん動する物品。爆発物、マッチ

切手...偽造又は変造の切手。偽造又は変造切手を貼付した物品

公序に反する物品...名あて地の法令 (Sedition Ordinance 1938) に照らし、反乱を挑発すると認められた物品

偽造の貨幣等...偽造又は変造の貨幣及び銀行券。偽造変造用の器具及び原版

2.1.1.2 条件付許容物品

放射性物質、危険物...放射性物質、放射性物質を使った物品及び名あて地の規則 (Dangerous Goods Ordinance 1956) に掲げる危険物は、関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

農薬...名あて地の規則 (Emergency Agricultural Poisons Regulations 1955) に掲げる一部の毒性農薬

2.1.2.2 条件付許容物品

次の物品は名あて地関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

麻薬...医学上又は科学上の目的に使用されるあへん、モルヒネ、コカイン、その他の麻酔剤

農薬、ペニシリン等...名あて地の規則 (Emergency Agricultural Poisons Regulations 1955 及び Penicillin and other substances Regulations 1957) に掲げられている一部の農薬、ペニシリン及びその他の抗生物質

雑件...ひげそり用ブラシ、ワクチン、無水酢酸

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

植物.....植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとし、かつ、次の条件を満たしている場合に限り許される。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

消費目的の果物、野菜及び切り花を除く植物については、名あて国の法令(Plant (Importation and Pest Control) Ordinance (Chapter 207))に基づき、漁農自然護理署 (Agriculture, Fisheries and Conservation Department) が発行する輸入許可証 (import licences) 及び日本で発行される植物検疫証明書がある場合に限り許される。

絶滅危惧植物については、名あて国の法令 (Animal and Plants (Protection of Endangered Species) Ordinance (Chapter 187)) に基づき、さらに漁農自然護理署 (Agriculture, Fisheries and Conservation Department) が発行する別の許可証がある場合

に限り許される。

脱穀した又は脱穀してない及び精製した又は精製していない米については、さらに工業貿易署 (Trade and Industry Department) が発行する輸入許可証 (import licences) がある場合に限り許される。

動物性生産品.....次に掲げる物品は、関係許可証等がある場合に限り許される。

冷蔵及び冷凍肉(牛肉、羊肉、豚肉、子牛肉、子羊肉及び全ての臓物を含む。)並びに冷蔵及び冷凍の家きん肉(鶏、アヒル、ガチョウ及び七面鳥並びにそれらの一部を含む。)は、名あて国の法令(Reserved Commodities Ordinance (Chapter 296))に基づく輸入許可証 (import licences)。

名あて国の法令 (Imported Game, Meat and Poultry Regulations (Chapter 132)) により規制されている動物の死体並びに内臓及び臓物は、食物環境衛生署 (Food and Environmental Hygiene) の事前許可。

全ての哺乳類並びにその死体及び生産品は、名あて国の法令 (Section 11 of the Rabies Regulation (Chapter 421)) に基づく漁農自然護理署 (Agriculture, Fisheries and Conservation Department) の許可。

さらに、絶滅危惧動物については、生死、その一部及び生産品であるかを問わず、名あて国の法令 (Animal and Plants (Protection of Endangered Species) Ordinance (Chapter 187)) に基づく漁農自然護理署 (Agriculture, Fisheries and Conservation Department) の許可証。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...マッチ、信管、不爆発性の大砲用信管原料、携帯銃砲用の金属性の雷管、薬きょう及び実包

2.1.4.2 条件付許容物品

武器...武器、武器の部分品は、名あて国の工業貿易署 (Trade and Industry Department) の許可がある場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.2 条件付許容物品

酒精飲料.....酒精飲料はその容器にアルコール度数が明確に記載されているものでなければならない。アルコール度数が 30 度以上の酒精飲料は、香港税務局 (Customs and excise Department) が発行する許可証がある場合に限り許される。

たばこ.....たばこは、香港税務局 (Customs and excise Department) が発行する許可証がある場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ...富くじ券及び富くじに関する文書

爆発物...爆発性の物質及び危険な物質

フィルム、セルロイド...引火しやすいフィルム、原料セルロイド又はセルロイド製品

ライター等...エアゾール、ボタンガス使用のライター及び再装てん用のボタンガスリチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

雑件...違法な活動に関する広告、占いに関する広告、金貸業者の回状

2.1.6.2 条件付許容物品

塗料、ニス等...発火点が摂氏36度から66度までの、ペンキ、ニス、塗料及び類似の物品は、容積が4分の1ガロンを超えず、かつ、密閉した金属性の容器又はふたを完全に接合できる箱に納めなければ許されない。ボタンガス使用のライター及び装てん用のガスは、定められたとおり包装し、1個の郵便物に含まれるガスの全重量が180グラム未満の場合に限り許される。

軍需品...高性能な電子計算機、複合半導体からなる記憶装置、精巧な通信装置、暗号ソフトウェア、暗号装置、精密工作器械、軍事物品、化学兵器の原料物質、生物学薬剤、核兵器に関する物品、化学兵器、生物兵器などの名あて国の規則(Import and Export Regulations(Chapter 60G))に掲げられている軍需品は、工業貿易署(Trade and Industry Department)の許可がある場合に限り許される。製品の分類に関する照会は、工業貿易署の関係部門に照会することができる。

照会先: Strategic Trade Controls Branch

Trade and Industry Department Tower

Room 516B, Trade and Industry Department Tower

700 Nathan Road

Kowloon

HONG KONG

Tel: (+852) 2398 5575 or 2398 5587

ダイヤモンドの原石...ダイヤモンドの原石は、名あて国の法令(Import and Export Ordinance (Chapter 60))及び付随する法律に基づき、工業貿易署の長官が発行した証明書がある場合に限り許される。

照会先: Non-Textiles Licensing Unit

Computers and General Licensing Branch

Trade and Industry Department

12/F, Trade and Industry Department Tower

700 Nathan Road

Kowloon

HONG KONG

Tel: (+852) 2398 5557

送信機器、トランシーバー...送信機器及びトランシーバーは、名あて国の関係機関(Office of the Telecommunications Authority)の輸入許可がある場合に限り許される。

照会先: Office of the Telecommunications Authority

29/F, Wu Chung House

213 Queen s Road East

Wan Chai

HONG KONG

Tel: (+852) 2961 6672

薪材...薪材、チップ状又は小片状の木材、のこくず又は木くずは、名あて国の規則 (Waste Disposal Ordinance(Chapter354)) に基づき、汚染されておらず、再生、再利用できる場合を除き、環境保護署 (Environmental Protection Department) の許可が必要になる。

照会先: Territorial Control Office

Environmental Protection Department

25/F, Southorn Centre

130 Hennessy Road

Wan Chai

HONG KONG

Tel:(+852) 2755 5462

繊維、繊維製品...繊維、繊維製品は、工業貿易署の輸入許可又は繊維貿易業者登録計画の下で登録されている繊維貿易業者により記載される輸入通知がある場合に限り許される。ただし、個人使用又は贈り物として送られる繊維製品、航空で送付される 0.8 m²以下の布地見本、航空で送付される 1.2 キロ以下の布地見本については、前記輸入許可が免除される。

また、名あて国の法令 (Animals and Plants (Protection of Endangered Species) Ordinance (Chapter 187)) に基づき、絶滅危惧動物の毛が含まれる織物や繊維の輸入には、漁農自然護理署 (Agriculture, Fisheries and Conservation Department) が発行する別の許可証がある場合に限り許される。

照会先: Endangered Species Protection Division

Agriculture, Fisheries and Conservation Department

Cheung Sha Wan Government Offices

5/F, 303 Cheung Sha Wan Road

Kowloon

HONG KONG

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

108 の 2 マーシャル

Marshall

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
 - (6) 注意.....商品を包有する郵便物に貼付された緑色の票符 CN22 に内容品の価格が正確に記載されていない場合は、税関告知書 CN23 又は送り状を封入する必要がある。
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....United State Postal Service International Claims and Inquiries Office,
SAN FRANCISCO, CALIFORNIA 94188-9995
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....30日
7. 書留とする特別郵袋印刷物は、取り扱わない。
8. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
 - 重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....396SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....United State Postal Service, International Claims and Inquiries Office, 1300 Evans Ave, SAN FRANCISCO, CALIFORNIA 94188-9995

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....30 日

例外の場合.....40 日

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...侮辱的又は脅迫的な内容を有する記載を外部に有する郵便物

2.1.1.2 条件付許容物品

放射性物質...放射性物質及びこれを含有する物品は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 包装の表面の放射線量率が、ガンマ線については、24 時間に 10 ミリレントゲン以下であること。
- いかなる場合にも、アルファ線、ベータ線又は中性子線を包装の表面に放出しないこと。
- 液状のものについては、適当な材質の密閉した容器に入れ、かつ、吸収剤をこの容器のまわりにつめること。
- 包有される放射性物質の量が、郵便物1個につき、ラジウム又はポロニウムの場合は 0.1 ミリキュリー、ストロンチウム 89、ストロンチウム 90 又はバリウム 140 の場合は、原子の分解速度が1秒に 500 万個以下の量、その他の放射性物質の場合は原子の分解速度が1秒に 5,000 万個以下の量を超えないこと。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

酒精飲料...酒精飲料

避妊用品等...避妊用又は違法な墮胎用の物品。避妊又は違法な墮胎に関する文書。

雑件...腐敗しやすい魚、果実及び野菜。悪臭を発する物質。名あて国の 1938 年6月 25 日付の「食品、医薬品及び化粧品に関する法律」に違反する物品

2.1.2.2 条件付許容物品

病原体...病原体である生きた微生物は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 適当な材質の容器に入れ、かつ、このまわりを吸収剤でつつむこと。
- さらに、厚いガラス製の外容器に入れ、かつ、このまわりに再び吸収剤をつめること。
- 最後に密閉した金属製の箱に入れること。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

肉...牛ペスト又はアフト熱の流行している地域から発送された生肉及び冷凍肉。燻くん製又は乾燥肉(2.1.3.2 に掲げるものを除く。)

動物製品...牛疫若しくはアフト熱が流行している地域又は豚コレラ、水疱疹若しくはアフリカ豚コレラで汚染されている地域から発送された反すう動物又は豚の乳、クリーム、その他の分泌物及び臓器(名あて国の関係当局 (Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, U. S. Department of Agriculture) の許可を得て薬物学上又は生物学上の目的で発送するものを除く。)。ニューカッスル病が流行している地域から発送された家きんの肉及び製品(卵を含む。)

植物...植物については、昭和 25 年8月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づ

き植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

包装用物質...わら、草又はこれに類する物質は、小包の包装用(詰め物等)に使用することができない。ただし、ソバ殻及び木炭は、土を落とし、かつ、以前に生の植物と共に使用されたことがない場合に限り、その使用を認められる。

2.1.3.2 条件付許容物品

昆虫等...死んだ昆虫及び爬虫動物は、完全に乾燥させ、防腐、防虫等の措置を施して包装してある場合に限り許される。

みつばち...成長した生きたみつばちは、実験用として、名あて国の農務省農業研究センター (Bee Disease Laboratory, Agricultural Research Center, U. S. Department of Agriculture, Beltsville, Maryland 20705) にあてる場合に限り許される。

肉...牛疫又はアフト熱の流行している地域から発送された肉で塩づけにされ、かつ、完全に乾燥させたものは、名あて国の要求する事項が記載された差出国の公式の処理済証明書が添付されている場合に限り許される。豚コレラ、水疱疹及びアフリカ豚コレラの流行している地方から発送された豚の肉で塩づけにされ、かつ、乾燥させたものは、さらに処理を受けるため名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture)の認める施設にあてられる場合に限り許される。牛、豚、羊又は家きんの肉及びその製品は、冷凍せずとも保存できるように完全に加熱処理を行い、密閉した容器に入れた場合に限り輸入を許される。

動物の部分...牛疫若しくはアフト熱の流行している地方又は豚ペスト若しくは豚コレラの流行している地方から発送された反すう動物又は豚の食用に適さない皮、毛、骨、器官又はその他の部分は、名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture)が認める方法で処理される場合に限り許される。

動物の腸...動物の腸は、名あて国の関係当局 (Permit Office, U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Federal Building, Hyattsville, MD 20782) の許可を得ている場合に限り許される。

土...土の見本は、名あて国の農務省植物検疫課が発行する付せんを有している場合に限り許される。

血清、ワクチン...家畜用の血清、ワクチン及びこれらと類似の物品並びに家畜の病気を伝ばさせるおそれのある物品は、名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Washington D.C. 20250) の許可を得ている場合に限り許される。

鳥の羽毛、皮...すべての鳥類の皮の付いた羽毛の輸入は禁止される。ただし、次に掲げるものを除く。

- 洗淨した皮付きでない羽毛
- 科学上又は教育上の目的で輸入するもの
- 釣用の毛鉤
- 釣用の毛鉤又は婦人帽子類の製造のために輸入されるある種の鳥の羽毛若しくは皮で名あて国の内務長官 (Secretary of the Interior) の許可を得ているもの又はニューカッ

スル病が流行している国から発送された鳥類の皮付きの羽毛は、追加の処理を受けるため、名あて国の農務省の認めた施設にあてる場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属製の雷管及び薬きょう並びにマッチ(不爆発性の大砲用信管原料は、許される。)

2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...ピストルその他身体に隠すことのできる武器(銃身の長さが45.72センチメートル以下の散弾銃、銃身の長さが40.64センチメートル以下のライフル銃、銃身の長さが66.04センチメートル以下又は身体に隠すことができるように改造された散弾銃又はライフル銃)は、公の使用に供され、かつ、名あて国の軍隊、司法機関又は犯罪捜査機関の職員、国有財産の監視人、郵政職員、銃砲製造者、銃砲商にあてる場合に限り許される。銃砲を包有する郵便物の外装には、大文字で「FIREARM」(「銃砲」の意)の表示を行うほか、例えば「For Army Officer」のような記載により受取人の資格を表示しなければならない。また、郵便物には、受取人が正当な資格者であることの証明と、名あて国の関係当局が発行した関係銃砲の用途についての証明書を添付しなければならない。ただし、1898年以前に製造された銃砲で骨とう品又は美術品として発送されるものを除く。

飛び出しナイフ...飛び出しナイフは、名あて国の関係当局の許可を得ている者にあてる場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ等...富くじに関する物品。詐欺的な商品販売に関係のある文書

雑件...名あて国の特許権法又は著作権法に違反する物品。郵便切手、貨幣その他の有価証券の模造品(郵便切手又は収入印紙を黒色インクで印刷したものを除く。)。全部又は一部囚人によって製作された物品

毛皮、皮革...旧ソヴィエト連邦又は中国大陸産の毛皮及び皮革

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

金...金貨、金及び金製品は、その価格が100米ドルを超えず、かつ、名あて国の財務省造幣局(Bureau of the mint, United States Treasury Department)の許可を得ている場合に限り許される。

37.2 マカオ

Macao

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ポルトガル語、英語又は中国語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....2,900 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
 - (3) 名あて国における取扱局.....中央郵便局区内にあてるものに限る。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Bureau de distribution (TRADIC) Estrade de D. Maria MACAU,
CHINA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方角に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - 重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....ポルトガル語、英語又は中国語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....2,807 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
7. 小包の配達方法.....配達人による配達(名あて国で追加料金の支払いをした場合のみ)及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1 か月
例外の場合..... -
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....5 週間

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23 及びインボイス 1 枚
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ポルトガル語、フランス語、英語又は中国語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法

- (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Correio Rapido/EMS

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する書籍、印刷物、映画フィルム、絵画、写真その他の物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の衛生庁の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...病気を伝ばさせるおそれのある植物

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

武器...武器は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

模造郵便切手...郵便切手と誤認されやすい物品

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

103. マレーシア

Malaisie (Malaysia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....550 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....15日(局留郵便物については、1か月から2か月)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - 重量.....30キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - 重量.....30キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はマレー語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....550 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(名あて官署).....Mail and courier centre, Jalan Klia S1, 64000 Klia, Malaysia
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....14日
例外の場合.....1か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....14日
例外の場合.....2か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23 1通。さらに見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 1通
(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえ

ます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Poslaju

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

硬貨、銀行券、紙幣、旅行小切手...硬貨、銀行券、紙幣、旅行小切手

医薬品に関する回章及び広告...病気若しくは肉体的、精神的、心理的又は性的な欠陥を治療するために使用される医薬品に関する回章及び広告

雑件 その他の禁止物品は、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

寄生虫...有害な土壌、動物及び植物、生きたねずみ及びかたつむり、植物の病気を誘発するような生物の培養物、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換される害虫の寄生虫及び捕食虫は、みつばち、水ひる及び蚕について定める条件に従って包装し、かつ、見本として送付する場合に限り許される。

雑件...その他の条件付許容物品は、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する書籍、絵画、写真、カルタその他の物品。公序良俗に反する記載、印影又は図案を有する物品

放射性物質...放射性物質

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

不潔な物品等...不潔な又は有害な物品

分析用品...分析試験用の物質

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬、注射器...次に掲げる物品は、名あて国の医務長官の許可を得ている場合に限り許される。

- 医療上又は学術上の目的で発送される麻薬及び向精神剤
- 皮下注射器

毒物...毒物は、名あて国の法令に違反していない場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

生きた動物...昆虫、かたつむり、ねずみ、みつばち、水ひる及び蚕は、あらゆる危険及び他の郵便物への損傷を避けることができるよう、かつ、内容品を確認できるように作られた箱に入れて送付する場合に限り許される。

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器...短剣、飛び出しナイフ、漁業用の銃及びもり、銃砲及びその部分品、武器及びその部分品

ライター...ボタンガス使用のガスライター及び再装てん用ガスボンベ

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

偽造又は変造の貨幣...偽造又は変造の貨幣

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

紙幣...紙幣

法律違反の物品...名あて国の商標法又は著作権法に違反する物品

守り札の広告...守り札の広告

郵便切手等...偽造の郵便切手、使用済郵便切手、未使用の郵便切手、収入印紙

雑件...名あて国の公用郵便物と誤認させるような記載を有する郵便物、名あて国の職員を困惑させるおそれのある記載を有する郵便物

富くじ等...富くじ又はと博に関係のある物品

サッカー競技の予想に関する物品...サッカー競技の勝敗を予想する外国の興業者から差し出される広告、文書その他の物品

危険な物品...その性質又はその包装のために郵便取扱者に危害を及ぼし、他の郵便物を汚染又は損傷するおそれのある物品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.6.2 条件付許容物品

貴重品...価格が3,000マレーシアリングットを超えない硬貨、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、保険付小包で送付する場合に限り許される。なお、小包の包装は強固な箱で三辺の合計が最低で1メートルあるものでなければならない。

練乳等...練乳及び栄養価のない甘味料は、名あて国の関係当局(Sale of Food and Drugs Ordinance)の許可を得ている場合に限り許される。

電気機器...電気機器及びその部分品は、電気通信局の輸入許可書が添付されている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

111 の 2 ミクロネシア

Micronesia

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
 - (6) 注意.....商品を包有する郵便物に貼付された緑色の票符 CN22 に内容品の価格が正確に記載されていない場合は、税関告知書 CN23 又は送り状を封入する必要がある。
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....United State Postal Service International Claims and Inquiries Office,
Post Office Box 7837 SAN FRANCISCO, CA 94120-7837
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....30日
7. 書留とする特別郵袋印刷物は、取り扱わない。
8. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
 - 重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....396SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....United State Postal Service, International Claims and Inquiries Office, 1300 Evans Ave, SAN FRANCISCO, CALIFORNIA 94188-9995

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....30 日

例外の場合.....40 日

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...侮辱的又は脅迫的な内容を有する記載を外部に有する郵便物

2.1.1.2 条件付許容物品

放射性物質...放射性物質及びこれを含有する物品は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 包装の表面の放射線量率が、ガンマ線については、24 時間に 10 ミリレントゲン以下であること。
- いかなる場合にも、アルファ線、ベータ線又は中性子線を包装の表面に放出しないこと。
- 液状のものについては、適当な材質の密閉した容器に入れ、かつ、吸収剤をこの容器のまわりにつめること。
- 包有される放射性物質の量が、郵便物1個につき、ラジウム又はポロニウムの場合は 0.1 ミリキュリー、ストロンチウム 89、ストロンチウム 90 又はバリウム 140 の場合は、原子の分解速度が1秒に 500 万個以下の量、その他の放射性物質の場合は原子の分解速度が1秒に 5,000 万個以下の量を超えないこと。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

酒精飲料...酒精飲料

避妊用品等...避妊用又は違法な墮胎用の物品。避妊又は違法な墮胎に関する文書。

雑件...腐敗しやすい魚、果実及び野菜。悪臭を発する物質。名あて国の 1938 年6月 25 日付の「食品、医薬品及び化粧品に関する法律」に違反する物品

2.1.2.2 条件付許容物品

病原体...病原体である生きた微生物は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 適当な材質の容器に入れ、かつ、このまわりを吸収剤でつつむこと。
- さらに、厚いガラス製の外容器に入れ、かつ、このまわりに再び吸収剤をつめること。
- 最後に密閉した金属製の箱に入れること。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

肉...牛ペスト又はアフト熱の流行している地域から発送された生肉及び冷凍肉。燻くん製又は乾燥肉(2.1.3.2 に掲げるものを除く。)

動物製品...牛疫若しくはアフト熱が流行している地域又は豚コレラ、水疱疹若しくはアフリカ豚コレラで汚染されている地域から発送された反すう動物又は豚の乳、クリーム、その他の分泌物及び臓器(名あて国の関係当局 (Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, U. S. Department of Agriculture) の許可を得て薬物学上又は生物学上の目的で発送するものを除く。)。ニューカッスル病が流行している地域から発送された家きんの肉及び製品(卵を含む。)

植物...植物については、昭和 25 年8月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づ

き植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

包装用物質...わら、草又はこれに類する物質は、小包の包装用(詰め物等)に使用することができない。ただし、ソバ殻及び木炭は、土を落とし、かつ、以前に生の植物と共に使用されたことがない場合に限り、その使用を認められる。

2.1.3.2 条件付許容物品

昆虫等...死んだ昆虫及び爬虫動物は、完全に乾燥させ、防腐、防虫等の措置を施して包装してある場合に限り許される。

みつばち...成長した生きたみつばちは、実験用として、名あて国の農務省農業研究センター (Bee Disease Laboratory, Agricultural Research Center, U. S. Department of Agriculture, Beltsville, Maryland 20705) にあてる場合に限り許される。

肉...牛疫又はアフト熱の流行している地域から発送された肉で塩づけにされ、かつ、完全に乾燥させたものは、名あて国の要求する事項が記載された差出国の公式の処理済証明書が添付されている場合に限り許される。豚コレラ、水疱疹及びアフリカ豚コレラの流行している地方から発送された豚の肉で塩づけにされ、かつ、乾燥させたものは、さらに処理を受けるため名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture)の認める施設にあてられる場合に限り許される。牛、豚、羊又は家きんの肉及びその製品は、冷凍せずとも保存できるように完全に加熱処理を行い、密閉した容器に入れた場合に限り輸入を許される。

動物の部分...牛疫若しくはアフト熱の流行している地方又は豚ペスト若しくは豚コレラの流行している地方から発送された反すう動物又は豚の食用に適さない皮、毛、骨、器官又はその他の部分は、名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture)が認める方法で処理される場合に限り許される。

動物の腸...動物の腸は、名あて国の関係当局 (Permit Office, U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Federal Building, Hyattsville, MD 20782) の許可を得ている場合に限り許される。

土...土の見本は、名あて国の農務省植物検疫課が発行する付せんを有している場合に限り許される。

血清、ワクチン...家畜用の血清、ワクチン及びこれらと類似の物品並びに家畜の病気を伝ばさせるおそれのある物品は、名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Washington D.C. 20250)の許可を得ている場合に限り許される。

鳥の羽毛、皮...すべての鳥類の皮の付いた羽毛の輸入は禁止される。ただし、次に掲げるものを除く。

- 洗淨した皮付きでない羽毛
- 科学上又は教育上の目的で輸入するもの
- 釣用の毛鉤
- 釣用の毛鉤又は婦人帽子類の製造のために輸入されるある種の鳥の羽毛若しくは皮で名あて国の内務長官 (Secretary of the Interior) の許可を得ているもの又はニューカッ

スル病が流行している国から発送された鳥類の皮付きの羽毛は、追加の処理を受けるため、名あて国の農務省の認めた施設にあてる場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属製の雷管及び薬きょう並びにマッチ(不爆発性の大砲用信管原料は、許される。)

2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...ピストルその他身体に隠すことのできる武器(銃身の長さが45.72センチメートル以下の散弾銃、銃身の長さが40.64センチメートル以下のライフル銃、銃身の長さが66.04センチメートル以下又は身体に隠すことができるように改造された散弾銃又はライフル銃)は、公の使用に供され、かつ、名あて国の軍隊、司法機関又は犯罪捜査機関の職員、国有財産の監視人、郵政職員、銃砲製造者、銃砲商にあてる場合に限り許される。銃砲を包有する郵便物の外装には、大文字で「FIREARM」(「銃砲」の意)の表示を行うほか、例えば「For Army Officer」のような記載により受取人の資格を表示しなければならない。また、郵便物には、受取人が正当な資格者であることの証明と、名あて国の関係当局が発行した関係銃砲の用途についての証明書を添付しなければならない。ただし、1898年以前に製造された銃砲で骨とう品又は美術品として発送されるものを除く。

飛び出しナイフ...飛び出しナイフは、名あて国の関係当局の許可を得ている者にあてる場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ等...富くじに関する物品。詐欺的な商品販売に関係のある文書

雑件...名あて国の特許権法又は著作権法に違反する物品。郵便切手、貨幣その他の有価証券の模造品(郵便切手又は収入印紙を黒色インクで印刷したものを除く。)。全部又は一部囚人によって製作された物品

毛皮、皮革...旧ソヴィエト連邦又は中国大陸産の毛皮及び皮革

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

金...金貨、金及び金製品は、その価格が100米ドルを超えず、かつ、名あて国の財務省造幣局(Bureau of the mint, United States Treasury Department)の許可を得ている場合に限り許される。

116. ミャンマー

Myanmar

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....352SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
 - (3) 名あて国における取扱局.....保険付書状は Yangon 局区内にあてるものに限る。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....3か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件.....名あて国名を「ビルマ(BURMA, BURMANIE 等)」と記載したものは差出人に返送される。

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Foreign Post Division, No.43, Bo Aung Kyaw Street, Kyauktada Township Yangon, Myanmar
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....6 か月
例外の場合.....12 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... -
10. その他の特別な条件
 - (1) 名あて国では、税関における処理に相当の日数を要し、そのために配達が遅延するので、これを防止するため、差出人は、小包差出しの時に、税関告知書 CN23 の写し(当該小包の差出年月日、差出局名及び引受番号を付記すること。)を航空路により別途 General Post Office, YANGON にあてて送付することが望ましい。
 - (2) 名あて国名を「ビルマ (BURMA, BURMANIE 等)」と記載したものは差出人に返送される。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・・・Nay Pyi Taw City (Capital City of Myanmar)及び Yangon City のうち以下の 31 箇所
 - Ahlon
 - Bahan
 - Botataung
 - Dagon
 - Dagon Seikkan
 - Dawbon
 - East Dagon
 - Hlaing
 - Hlaing Tha Yar

Insein
Kamayut
Kyauktada
Kyeemyindaing
Lanmadaw
Latha
Mayangone
Mingalardon
Mingalar Taung Nyunt
North Dagon
North Okkalapa
Pabedan
Pazundaung
Sanchaung
Shwe Pyi Thar
South Dagon
South Okkalapa
Tamwe
Thaketa
Thanlyin
Thingangyun
Yankin

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ……長さ 1.5 メートル、長さ + 最大の横周 = 3 メートル

(2) 重量……20 キログラム

3. 送付可能物品 国際郵便として送ることができるもの。ただし、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

4. 必要な記載、税関用紙等

(1) 業務用書類等を送る場合……税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23 1 通

(2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23 3 通

5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……英語

6. 配達日……月曜～日曜(祝日の配達は行わない。)

7. 配達方法

(ア) あて所への配達……行う(非課税のものに限る。)

(イ) 私書箱への配達……行わない

窓口での交付……行わない(但し、課税のものについては、交換局の税関カウンターで

の交付となる。)

8. 国際スピード郵便の名称…… EMS

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

麻薬…あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

書留書状等…硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状及び保険付書状

植物…生植物。亜麻、わた又はペルシム (bersim) の種子。アメリカ合衆国産の綿花

セルロイド…セルロイド、セルロイド製品

1.1.2 条件付許容物品

貴重品…貨幣、金及び銀は、その価格が5英ポンドを超えない場合に限り許される。

フィルム…不燃性フィルムは、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 包装には二重の容器を使用することとし、内容器としては、堅固な金属製の箱を、また、外容器としては木箱又は厚紙製の箱を使用すること
- 外装には、「Contient seulement des films non inflammables」(「不燃性フィルムのみ包有」の意)と赤インクで明らかに記入した票符をはり付けること

雑件…その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

フィルム…「アジアのあらし(Storm over Asia)」又は「ジンギス・ハーンの後継者 (The heir of Genghis Khan)」の名で知られる映画フィルム

2.1.1.2 条件付許容物品

注射器…皮下注射器及び皮下注射針は、名あて国の政府の許可を得ている場合又は医師にあてて発送された場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬
ブラシ...ひげそり用ブラシ

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.3.2 条件付許容物品

羽毛...鳥の羽毛及び皮革は、生物学上の標本として発送された場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬、マッチ...武器、武器の部分品、武器製造用の物品、弾薬、ガス発射装置、戦争用資材(鉛、いおう及び硝石を含む。)、ピストル、がん具のピストル、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

貨幣...紙幣又は銀行券の模造品、偽造の貨幣、銅貨、青銅貨
富くじ...富くじに関する文書
キニーネ...紅色キニーネ

雑件...偽造の郵便切手、英国王室の紋章又はこれに酷似した紋章を表示した物品で英連邦以外の土地で製造されたもの、英国の皇族の肖像を表す票符を有する物品で英連邦以外の土地で製造されたもの、いかなる言語であるかを問わず「独立ビルマ」の語を表示したメダル

2.1.5.2 条件付許容物品

無線電信機...無線電信機(送信機及び受信機)は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

保険付小包...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する保険付小包
リチウム電池
その他...保険付小包であるか否かを問わず小包に金の地金を入れることを禁止する。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照



105. モルディブ

Maldives

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Maldives Post Limited, Corporate Office, B-194 Chandani Magu,
MALE 20-30, MALDIVES
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量.....30キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量.....30キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Maldives Post Limited, 26 Boduthakurufaanu Magu, Male, Republic of Maldives
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包.....30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....Male
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN231通及びインボイス1通
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～木曜、土曜、日曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS Swiftpost

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

飲料...アルコール飲料

動物...犬、豚

リチウム電池

雑件...礼拝用の彫像及び裸体を描いたカード

2.1.2 条件付許容物品

雑件...上記禁止物品中、裸体を描いたカード以外のものは、外国人の使用に供され、かつ、名あて国の政府当局の許可を得ている場合に限り許される。

武器、麻薬等...次に掲げる物品は、国家の必要のために輸入される場合に限り許される。

剣、銃、ピストルその他あらゆる種類の武器、あらゆる種類の火薬、あへん、コカインその他あらゆる有毒物

毒薬等...各種の毒薬及び硫酸は名あて国の内務省 (Ministere de l'interieur) の許可証を入手している場合に限り許される。

化学製品...硝酸カリウムは名あて国の内務省の許可証を入手している場合に限り許される。

動物...危険な動物は、名あて国の内務省の許可証を入手している場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

114. モンゴル

Mongolie (Mongolia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....モンゴル語、英語又はロシア語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....326 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Customer Care Center, POB 1106, Ulaanbaatar-15160 Mongolia
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....3か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

ートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う(航空路に限る)。
保険金額の最高限.....326 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Postal Network Operations Authority, Mongol Post, POB 1106,
Ulaanbaatar 15160, Mongolia
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包.....3 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....3 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 及びインボイス3枚
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、モンゴル語又はロシア語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Expressmail

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

ある種の物品については、名あて国の法令によって輸入を禁止されているので、差出人は、受取人とあらかじめ連絡をとらなければならない。

危険物...放射性物質又は伝染性物質

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

中古の衣料...消毒をしていない中古のくつ、服、下着

こつとう...こつとう。歴史的文化的価値のあるもの。古生物学や考古学の研究により発掘されたもの。天然資源のコレクション。

本、印刷物、フィルム等...公序良俗に害をおよぼす、又はテロリズムや暴力を広めるような、否定的な影響を与える本、印刷物、フィルム、ディスク、ビデオ

輸出入を禁止している書類...関係当局で輸出入を禁止している用紙、書類、原稿。個人を証明する資料。国家や軍の秘密に関する文書。

資材...すべての種類の建築資材、交換部品。

絶滅危惧種の動物...絶滅危惧種の動物及びその製品

リチウム電池

1.1.2 条件付許容物品

植物...植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

小麦粉

米(1.1.2『植物』の項を参照。)

粉砂糖

精糖

動植物油脂

せっけん

洗剤の粉

聴診器

使い捨て注射器

94. ラオス

Republique democratique populaire lao (Lao People's Democratic Republic)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Enterprise des Postes Lao, Division des opErations postales Avenue
Lang xang 01000 VIENTIANE
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....VIENTIANE CP
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1 か月
例外の場合..... 2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達を行わない。)
6. 配達方法
 - (1)あて所への配達.....行う。
 - (2)私書箱への配達.....行う。
 - (3)窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....EMS LAO EXPRESS

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貴重品...硬貨、銀行券、その他各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

1.1.2 条件付許容物品

雑件...次の物品に限り輸入を許される。

- 税関で放棄された物品
- 商業的性格を有しない小包及び郵便物
- 赤十字の物資
- 商品見本
- 作者が輸入する美術品の原作
- 家具、衣類等個人用物品
- 外交団又は領事が輸入する物品
- 一時的に輸出した後、再輸入する物品
- 結婚又は入学による支度品
- 医学的又は科学的目的の薬学上の生成物
- 名あて国に対して害悪を与えるおそれのない新聞、刊行物、印刷物、その他すべての物品

上記以外の物品は、名あて国通商産業省(Ministere de l'industrie et du commerce)の承認を得た場合に限り許される。

2. 小包郵便物

1.参照

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照